

平成28年加茂市議会12月定例会会議録（第2号）

12月9日

議事日程第2号

平成28年12月9日（金曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

浅野 一明君

1. 人口減少対策としての企業誘致等の推進について

白川 克広君

1. 高齢者の運転免許証自主返納支援事業について

三沢 嘉男君

1. 災害発生時における避難所運営について
2. 国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについて

佐藤 俊夫君

1. 民生委員への支援の拡充策について
2. 災害時などに有効となる環状線道路の整備について

藤田 明美君

1. 手話言語条例と手話奉仕員等派遣事業について
-

○出席議員（17名）

1番	三沢 嘉男君	2番	藤田 明美君
3番	白川 克広君	4番	佐藤 俊夫君
5番	大平 一貴君	6番	浅野 一明君
7番	滝沢 茂秋君	8番	保坂 裕一君
10番	森山 一理君	11番	山田 義栄君
12番	中野 元栄君	13番	安田 憲喜君
14番	茂岡 明与司君	15番	樋口 博務君
16番	安武 秀敏君	17番	樋口 浩二君
18番	関 龍雄君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市長	小池清彦君	副市長	吉田淳二君
顧問	中野清君	総務課長	五十嵐裕幸君
企画財政課長 会計課長	市川一行君	税務課長	鶴巻信二君
農林課長	近藤直樹君	商工観光課長	菅家裕君
市民課長	青木敏男君	健康課長	車谷憲繁君
建設課長	金子正文君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所長 加茂市介護支援センター 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君
教育長	殖栗敏夫君	教育委員会 学校教育課長	首藤和明君
教育委員会 社会教育課長	明田川太門君	顧問 教育委員会 文化会館長	宇田滋君
教育委員会 公民館長	和田正利君	教育委員会 図書館長	珊瑚保君
監査委員	坂中春信君	監査委員 事務局長	吉田裕之君
農業委員会 事務局長	佐野雅好君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	武内豊君	庶務係長	美原弘美君
主査	吉田和実君	主査	石津敏朗君
嘱託速記士	臼杵加奈子君		

午前9時30分 開議

○議長（山田義栄君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第2号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（山田義栄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 6番、浅野一明君。

〔6番 浅野一明君 登壇〕

○6番（浅野一明君） 皆さん、おはようございます。大志の会の浅野一明です。12月議会に当たりまして一般質問させていただきます。

私のほうからは、企業誘致等の取り組みについて質問をさせていただきたいと思います。初めに、人口減少対策としての企業誘致等の推進についてであります。我が国の総人口は2008年以降減少局面に入り、合計特殊出生率の低い首都圏に地方からの人口流出が続くことで国全体の少子化や人口減少という状況に拍車がかかっています。

加茂市の人口減少は、国全体のそのような流れよりもさらに早く、1950年の3万9,887人をピークに人口の減少が続き、2010年には3万人を下回り、2万9,762人となり、昨年の平成27年度国勢調査では2万7,852人となっております。

このような状況は加茂市に限ったことではなく、多くの地方都市が似たような状況にあります。これに関しては、公益財団法人日本生産性本部が設置した日本創成会議が2040年までに20歳から39歳の女性人口が5割以下に減少し、少子化による人口減少で消滅してしまう可能性のある自治体を消滅可能性都市と位置づけ、全国約1,800市町村のうち約半数、896市町村がこれに該当するという推計を2014年5月に発表しています。

しかし、国全体や地方都市の多くの人口減少の流れはそのような状況にありますが、一方においては人口が増加している自治体や横ばいを維持している都市もあります。人口を維持または増加させている要因は幾つかあると考えられますが、私がこれまでに行政視察等で訪れた都市を例に考えてみますと、愛知県の長久手市や日進市、石川県の野々市市は隣接する大都市のベッドタウンとして人口を増加させていましたし、愛知県の高浜市や長野県の諏訪市は工業生産を中心とした産業の発展により人口を増加または維持していました。これらの都市でさまざまな話を聞いておりますと、ベッドタウンを目指すには地理的な条件も必要となりますが、人口増加策としては雇用の場をふやすための産業振興が非常に重要であると改めて感じられました。産業の振興については、加茂市でもこれまで取り組まれているところですが、さらにできることはないものか、今後の方針等について何点かお尋ねいたします。

(1)として、企業誘致については予算編成方針にも上げられております。主な誘致場所は須田工業団地であると思いますが、既に立地している企業も多く、あとどの程度の誘致の余裕があるのでしょうか。また、新潟県のホームページにありますいがた企業立地ガイドを見ますと、須田の工業団地は工業適地としては須田第1、須田第2と名称が記載されておりますが、県内の主な工業団地と条件別工業団地一覧、この項目には掲載されておられません。こういったところにも掲載してもらうことで企業誘致の促進を図るべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

さらに、加茂市では下条下興野地内に圃場整備の際に取得した土地を持っております。この場所には第四平成園建設も検討中とのことでしたが、すぐ脇を国道403号線バイパスが通ることになっており、企業誘致を行うにも最適な場所と思えます。そのような利用方法も検討できないか、当局の見解をお尋ねいたします。

(2)番としまして、今年度の予算編成方針に世界のトップクラスの変速機メーカーである株式会社日

立ニコトランスミッションまで大型トレーラーが通行できるようにするため、福島線の整備の準備を行うと掲げられております。これについては、既存の企業の支援にもなりますし、地域の交通の安全確保のためにも重要な施策であると考えます。この施策の進行状況についてお尋ねいたします。

(3)として、企業誘致を進めるためには既存の企業の関係先や関連産業を呼び込むなど、今の産業の特色を生かした誘致戦略も1つの方法であると思います。ただ、企業誘致はほかの自治体も力を入れているものであり、競争が激しく、成功には困難も伴うと思います。そのため新たな企業の設立を促すという方法も同時に重要になるものと考えます。現在の加茂市では、売上高で見れば主要な産業は製造業ということになりますが、新潟県の県央地域に位置する都市として、市外、県外の方から見れば自然環境に恵まれた農業のイメージが強いものと思われまます。このようなプラスイメージのほかに、農業に関して加茂市には新潟県農業総合研究所食品研究センターや加茂農林高校もあります。これら地域の特徴を生かして食品加工会社の誘致や農産物の加工会社の設立を促進するなどの方策がとれないものでしょうか。

地元の食材を生かした特産品の開発などは、本年の10月に私ども行政視察で訪れました三重県の尾鷲市でも取り組まれておりました。地域の農業者や商工業者等と協力して行うこのような取り組みは、加茂市でも採用できる手法ではないかと思えます。このような施策の導入の可能性について当局の見解をお尋ねいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席からさせていただきます。よろしくお尋ねいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

初めに、企業誘致について、あとの程度の誘致の余裕があるのかとの御質問であります。加茂市では、須田工業団地内に2,430平方メートルの土地を企業用地として保有しておりましたが、今年3月に隣接する大野精工株式会社が購入され、加茂市が保有していた企業用地は現在全て売却されております。

それはそれといたしまして、これから企業誘致さらに一生懸命出しますが、大野精工さんについては大成功をおさめておまして、今回また随分広い土地を加茂市が協力して取得しようとしておるわけです。そのほか、まずは企業の倒産が全国的に激しかった時代に、できるだけ多くの企業をまず守ることが大事だということで一生懸命守ったわけでありまして。そのときに守り切れなかったのが和洋家具の企業と、それからニットの企業だったわけでありまして。これは全国的な趨勢に勝てませんで、外国からの攻勢に勝てなかったわけですが、あとは一生懸命守ったわけでありまして。

それで、加茂市の企業誘致の基本的、根本的な方針は、工業団地はつくらないと。工業団地つくっても、借金してつくりますと借金を早く返さなきゃいけないので、どんな会社でもいいから、来てくださいというようなことにどうしてもなってしまうので、そうではなくて何とか大きな企業に来てもらう当てをつけて、そしてその企業から加茂市中の土地を見てもらって、この辺でどうでしょうかということに我々も合意してなったところの土地買収にかかるというやり方がいいということで、ずっとそうしてきているわけでありまして。したがって、加茂市内の企業でもっと土地をふやしたいというようなときには加茂市に言うていただいて、加茂市が協力して土地の取得も一生懸命協力するという政策をとっているということでありまして。

どの辺に工場を建てる余地があるだろうかということになりますと、やはり須田地内の新たに加茂大橋ができて、加茂大橋から東芝方面に1本道がついているわけです。あの沿線あたりは適地が多いのじゃないかなと、例えばの話ですが、いう感じがいたしております。また、企業によっては別のところがいいとおっしゃるかもしれませんが、それはそれで加茂市もそこでいいかなと思うところであればどこでも土地の取得にかかるという方針がいいと思っております。もちろん地元が反対であるということであれば、それはやらないということになりますが、地元もいいのじゃないかということであれば、そういうやり方で土地を確保していくというやり方がいいと思っております。

それで、新たに商工観光課に企業誘致支援係という係を新設したわけでありまして、きょうが12月9日ですが、12月7日付で規則を改正いたしまして、企業誘致支援係をつくって、そこにちゃんと人員の配置も終わっております。そこで、やはりホームページにもしっかりと掲げて、いい企業が関心を示してくれるのを待ちたいと思っております。

地方創生推進室にも私がこの間顔を出しましたら、よく来ていただいたなんていうことで、地方創生推進室、優秀な官僚が集まっておりますが、その中で、地域によって担当が分かれていますね。初めてわかったのですが、中部担当の一番トップの参事官が出てきて、ほかに取り巻きが3人出てきました。3人出てきて、そしていろいろお話ししてまいりましたけれども、びっくりしたのは、地方創生推進室には市町村からかなり出向者が来ているのだということです。そして、ここにいるこの1人は見附市から来ていますと言うているのです。あれにはちょっといや、そうかと思ったのですけれども、ただ見附市は非常に有利な状況にあります。というのは、新潟県が大きな工業団地を2つつくったわけです。1つは新潟東港、もう一つは見附市につくったのです。そういうことで見附市は端的に言うとならわです。県が工業団地をつくって、そしてそこへ企業を誘致するわけですから、それは随分前につくったわけですが、非常にならわ的立場にあるわけでありまして。

だからといって、見附市は非常に有利だと思いますが、ほかのまちはそこへ働きに行けばいいわけですから、今経済は加茂市だけの経済、見附市だけの経済なんていうものじゃありませんから、広域ですから、加茂の東芝さんにも恐らく半分は加茂以外の人だと思います。日立ニコでもそうだと思います。そういうことで加茂の工場にも加茂以外から大勢働きに来ている、加茂の人たちも加茂以外のところへ大勢働きに行っている、そういう状況ですから、端的に言うとならわなんか誘致しないでベッドタウンに徹するという選択も決して賢明でない政策ではないと思うのですが、ベッドタウンとしてそこに住んでいる人たちの福祉から何かしっかりと整備すると、そういうことは1つ重要。もう一つは、やっぱり企業も誘致するということが大事であろうと思っております。まずもってそれを申し上げまして、お答え申し上げます。

次に、新潟県のホームページにあるにいがた企業立地ガイドの県内の主な工業団地と条件別工業団地一覧に須田の工業団地が掲載されていないが、こういったところにも掲載してもらい、企業誘致の推進を図ってはどうかとの御質問であります。今もうあそこ余り企業誘致する余地がないと思います。須田の工業団地は潰れるとこだったのです。工業団地全員がひどい目に遭う状況になったのです。というのは、あの中、茂野物産が倒産したのです。そして、須田工業団地全体の方々が借金をして、そして連帯責任、連帯保証でやっていたのです。そうしますと、茂野物産が倒産するとみんなが倒産するというような非常なピンチになったのですが、そのとき加茂市が乗り出して、茂野物産の土地を加茂市が買っ

てさしあげた。それで須田工業団地を救済したということで、須田工業団地の方々は生き延びたということになっておられるわけなので、そういうことが大事なのです。企業誘致ばかり前のめりに頭が先へ行って足が行かないようなやり方ではなくて、既存の団地も守らなきゃいかんし、企業も守らなければならない。東新精機さんが非常に危なくなったときも須田に持っておられた土地を加茂市が買ってさしあげて、それで東新精機さんは生き延びたわけであります。その土地を今度大野精工さんが買ってくださったということであります。そういうことで今須田の工業団地をこういうところへ掲げても余り意味ないのです。土地がもうないわけですから、そういうことであります。

このにいがた企業立地ガイドは、新潟県産業立地課が作成した県内の工業団地等を紹介するパンフレットであります。ここに掲載される県内の主な工業団地につきましては、新潟県産業立地課で掲載する要件を次のとおり定め、いずれも該当する工業団地を掲載しております。その要件は、1番、県と協力して積極的に企業誘致を推進していく必要のある工業団地であること、2、事業主体が市町村等の公的団地であること、3、団地内の売却可能総面積がおおむね1ヘクタール以上であること、4、造成済みまたは造成中もしくは立地決定後おおむね1年以内の企業に引き渡すことが可能であること、5、関係法令の手続が完了していること、6、地元地権者の同意が得られていること、7、原則として空撮写真を有していることとなっております。改めてこれらの要件に合致している企業用地がないか確認し、対応したいと思えますという答弁なのですが、1ヘクタール以上の土地が残っているかよくまた見てみたいと思えます。

また、条件別工業団地一覧については、新潟県産業立地課が今ほどの県内の主な工業団地をリース可能な工業団地、それから分けたのですね。工業用水、地下水利用可能な工業団地、インター近くの工業団地、安価な、値段の安い工業団地、それから大規模な工業団地の条件別に振り分けて掲載したものであります。しかしながら、新潟県産業立地課では今年度のにいがた企業立地ガイドのリニューアルに合わせ、この条件別工業団地一覧の掲載をやめたとのことであります。今後またニーズがあれば条件別に掲載したいとのことであります。

次に、下条下興野地内の市有地を企業誘致のための用地として利用できないかとの御質問であります。当該市有地の面積は3万500平方メートルで、議員御指摘のとおり、将来的には国道403号バイパスに隣接する位置にあります。この市有地については、新潟県に対して加茂川を全て河道掘削していただくようお願いしているところであり、この河道掘削により生じる土砂の搬入先として提供すると申し出たところ、現在その搬入先として利用いただいているところであります。

これは、なかなか加茂川の土手のかさ上げをするのに河道掘削は半分あればいいと、県は頑として聞かなかつたのですが、それは困ると、全部取っていただきたいと、ただ時間は長くかかってもいいから、全部取っていただきたいと言ってお願いし続けてまいりましたところ、去年の秋でしたか、県のほうでとうとうオーケー出しまして、全部取りますと。全部取りますが、加茂市でその土を捨てるというか、置く場所を加茂市が出してくれというから、ああ、ありますよと、そう言うて今おっしゃったその場所をここにありますから、ここへどんどん捨ててくださいと、そう言うたら、県は喜んでさらに言うには、実は今403号バイパスの、あれは片側ですか、に、ずっと置き場所に困っている土を実は置いているのですと、それが約1万5,000立米あるのだが、まずそれを捨てるでもいいかと、そう言うのです。そう言うから、とにかく加茂川の河道は全部掘削して土を取ってくれるというものですから、はい、結構

でございますよと、何でもしてくださいと言ったら、県が喜んで、何と加茂川の河道掘削の土でなくて、とりあえず現在は、そこに置いてある土を一生懸命下条のあそこへ積んでいるのでございます。まだ運んでいないそうですが、運ぶことになっておりまして、これが1万5,000立米を全部積むと50センチ高くなるらしいのです。1万5,000積んでも50センチしか高くないようなもののようなので、私はあそこへ8メートル積んでくれと言っているのですが、8メートルも積むととんでもないところから土が盛り上がるというのです。だから、8メートルは無理ですなんて言っていますが、そういうことで県がその土積みたいというから、積んでもらって、そこへさらに加茂川の河道掘削の土を積んでもらうということになっております。

そこで、初めそこへ第四平成園つくったらいいのじゃないかなと我々思っていたのですが、ところが行政とか政治は非常に流動的でありますので、我々も流動的に対応しなきゃいかんわけですが、千刈に太陽光発電施設をつくりたいという申し出があったわけです。ところが、その直前にNHKで「所さん！大変ですよ」という番組がありまして、1辺10メートルのプレート、これが100枚か何かの手裏剣となって飛んできたという番組がありまして、それは日本国内のどの場所だったかな。そこで太陽光発電所というか、発電施設があったわけです。ところが、風速30メートル以上の風が吹いたら、そのプレートが全部とれちゃって、そして手裏剣となって飛んできたというわけです、団地のほうに。そして、その1つがRCのコンクリートづくりの建物の部屋の中に窓から飛び込んで反対の壁を壊したという番組があったものですから、そこは一体大丈夫かなと思いましたが、それは住宅地の中でございまして、危ないことおびただしい状況だったものですから、私のほうでそれは困りますと、もしおやりになるのであれば我がほうは自然環境保全条例によってそこに網かけますというふうに申し上げましたところ、先方はじゃ退散しますと、退散しますが、それ皆さん御案内の企業の、その土地を買い値で買ってくれと。1,352万ぐらいでそれを買うと。広さが全部で幾らだったかね。広いのですね。要するに第四平成園つくるのに十分な広さを持っているわけです。場所としても町なかですから、言うなれば、こっちのほうがいいのじゃないかなというふうに今思っているところであります。3,500坪で1万1,500平米だそうであります。そうなりますと、下条の土地は第五平成園というのは人口的に見ますとちょっと必要ないのです。したがって、平成園はやっぱり千刈のほうがいいのじゃないかなと、うちの人も相談しても皆さんそう言うのですが、したがってそっちはやっぱり工業団地というか、工場を誘致する場所にせざるを得ないような感じはありますが、また世の中何が起きるかわかりませんから、何かすばらしいものをあそこへ誘致するチャンスがめぐってくればそういうものになろうかと思いますが、あそこは今そういう状況で、一生懸命県から土を盛ってもらっている状況でございます。

ついでに、一種の企業誘致だと思いますが、私のほうで断ったものが1つあります。それは、毎月1万頭の豚を出荷する養豚場というのが加茂市の高松に近いほう、あれは下土倉になりますね。加茂市の外れのところにつくりたいという話がありました。あれから一、二年たつのですが、これは大変でして、においが出ませんなんて言いますが、今そういうのが長野県にいっぱいあるそうです。におい出るそうです、やっぱり。そうしますと、そこにおいが出ると、そのにおいは長谷のほうまで来るだろうと。長谷どころか七谷一帯に来るかもしれません。そこで、やっぱりそれがあるから、企業としては立派だ

と思うのです。びっくりしたのは、毎月1万頭出荷するというのですから。養豚は、生後5カ月になると出荷するらしいのです。私なんか喜んで豚カツ食っているくせに拒否してまことに申しわけなかったのですが、もっと山の中とかへひとつ行っていただきたいということで、それは拒否いたしました。だから、企業誘致というてもちょっと困るものは誘致できない。悪いガスが出そうとか、そういうのはやっぱり誘致できないです。そうでない企業をどんどん誘致する、そういうことになろうかと思いません。

下条のあの場所は、今そういう状態でございます。ダブるかもしれませんが、この土地の利用につきましては、国道403号バイパスの進捗状況、インフラの整備状況を勘案して検討してまいりたいと考えておりますという答弁ですが、いい工場が来て、その土盛りも終わって、そこへということであれば、それは大歓迎だと思っております。

次に、市道福島線の整備の進行状況についてであります。市道福島線というのは、要するに日立ニコトランスミッションのための大型トレーラーが通れる道をつくるという話であります。現在株式会社日立ニコトランスミッションに出入りする道路は、国道403号から、現在の国道403号ですね、市道福島線の福島第1踏切を渡り、市道穀町福島線を通る道路となっております。この道路は幅員が狭く、なかなか大型トレーラーがスムーズに通れない状況の道路であります。このため、大型加工機械や組み立てた大型機械などを直接運搬できないとのことであります。株式会社日立ニコトランスミッションの下請協力企業は市内に多くあります。また、市内の就職の場として大勢の人が働いており、加茂にはなくてはならない大企業であります。とにかく立派な企業で、減速機においては世界一を争っている企業ですので、精いっぱい大切にしなければならない企業でございます。このため、大型車両がスムーズに通行できるよう道路整備を求められていたところでもあります。ようやく概略のバイパス道路の法線、道路幅員などをまとめたところでもあります。近いうちに法線、幅員などを株式会社日立ニコトランスミッションの社長さんに直接示し、御説明して御意見を伺いたいと思います。しかし、我々がいろいろ考えた結果でありまして、一番日立ニコトランスミッションにいいように引いた法線ですので、あの法線で大丈夫じゃないかなと思いますが、大体3億円ぐらいかかるのじゃないかなと。ただ、現在道路整備については非常に有利な条件になっておりまして、68%国が出してくれるということですので、そういう方向で近々着手したらいいのじゃないかなと思っておりますが、また御相談申し上げたいと思いません。

このバイパス道路の概要は、道路幅員は全体の幅、全幅で9.5メートル、車道6.0メートル、2車線で、交互通行で、車道の両側に0.5メートルの路肩、そして片側に2.5メートルの歩道、こういう構想であります。延長は約500メートルの道路となっております。整備は、国の社会資本整備総合交付金を活用して、できれば来年度から測量設計、地質調査など、事業に着手したいと思いません。

道路の全体の事業費は、約3億円が見込まれます。財源内訳は、交付金1億8,000万円、起債が交付金を差し引いた額の90%の1億800万円、これが20年償還で、据え置き5年であります。一般財源が1,200万円あります。起債の交付税算入を含めると、国費は約68%の2億400万円、市費が約32%の9,600万円の事業となります。できれば4年くらいで完了したいと考えておりますが、整備に当たっては、これからの財政状況を慎重に見きわめながら事業を実施していかなければならないものと思っております。

次に、農業を生かした食品加工会社の誘致や農産物の加工会社の設置の促進などの方策はいかがとの御質問であります。議員は、加茂市が市外、県外の方から見れば農業のイメージが強いと言われております。しかしながら、加茂市には東芝ホームテクノ株式会社や株式会社日立ニコトランスミッション、大野精工株式会社といった製造業の大きな企業が立地しており、工業統計調査によると、平成26年度の加茂市の工業製造品出荷額は681億8,000万円余りとなっております。これが平成26年度681億8,000万円余りとなっております。また、商業の、これは平成24年度の数字しかありませんが、商業の平成24年度の年間商品販売額は320億4,000万円となっております。一方、農業につきましては、新潟県発行の県民手帳に掲載されている県の推計によりますと、平成25年度の加茂市の農業総生産額は17億3,000万円となっております。だから、片や681億、片や320億、それに対して17億3,000万円ですので、数字から見ますと、この農業生産額の推計がどれほど正しいのか不明ではありますが、このような数値からも加茂市が市外や県外の方から農業のイメージを強く持たれているとは言いがたいように思われますということですが、これ農業の生産額というのはちょっと、トーゴーサンピンなんていう言葉もあるぐらいで、農業の生産額というのは非常に小さく把握されておりますから、わからないです。17億ということはないと思うのでございます。仮にトーゴーサンピンで10倍なら170億ということになりますが、そんなにもないとは思いますが、一応数字から見ると農業のイメージは余り強くないのじゃないかとは思われますが、しかしながら加茂市は立派な米の産地であり、また白根に並ぶ新潟県の果物の2大産地の1つとなっていることも事実であります。

さらに、加茂市には新潟県の食品産業の研究拠点となっている新潟県食品研究センターが立地しており、食品加工や農産物加工に貢献いただいております。このため、他の市町村がこの新潟県食品研究センターの誘致を狙っているようで、加茂市の食品加工や農産物加工の企業のためにも、その恩恵をさらに受けるべく守り抜かなければならないと思っております。半ば冗談ですが、ほかの市長が言うのです。あれうちへ奪い取っていきたくないなんて言って、あなた要らないでしようとか言うのと、とんでもないと、断固放さないよと言うのですけど、そんな半分冗談を言う市長もいるぐらいで、あれがほかから狙われていることは確かであります。これら食品加工等の企業の誘致につきましては、貴重な御意見として承らせていただきたいと思っております。

なお、これまで実施してまいりました加茂市の企業支援、誘致の政策の基本哲学、方針は次のとおりであります。1番、加茂市に所在する既存の企業の倒産を精いっぱい食い止め、また加茂市からの企業の流出を防ぐ。2番、市民の皆様お一人お一人を大切にしてお幸せにし、一つ一つの企業を大切にしてお支援することにより、企業が加茂市へおいでになることを望まれるようにする。3番、このようにしてお待ちしつつ、チャンスありと見れば機敏に動き、加茂市の全力を挙げて土地の確保を行い、加茂市での工場建設や事業所の設置を支援する。4番、加茂市の工業集積地でもある須田地区において、NTTにかけ合った結果、平成19年2月から光ファイバーの導入が実現したように、必要と考えるインフラ整備の実現に向け関係機関に働きかけていく。5番、白根、新津、亀田等では新潟市になった途端に多額の事業所税がかかるようになった企業が多い。これらの企業が新潟市から脱出してくるのをしっかりと受けとめる。こういう基本哲学であります。

以上の基本哲学、方針のもとに進めてきた加茂市の企業支援、誘致策は大いに成功したと思っております。その結果、橋本内閣と小泉内閣、第1次安倍内閣のあしき緊縮財政政策と不良債権処理の政策や

アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況という局面においても、日本一商工業が守られているまちを堅持する、商工業を懸命に支援してその繁栄を図る、加茂市の全企業を、全力を挙げて支援するとの方針を掲げ、精いっぱいのことをして産業の振興に努めてまいりました。

平成10年10月に創設された1,000万円まで原則無担保、無保証人の中小企業金融安定化特別保証制度を利用して、加茂市では1件1,000万円、これは結局4,000万円まで増額されましたが、だから1件4,000万円まで信用保証料の全額を補給し、この制度が終了した平成12年度末までの間に1,571件、105億円もの融資を加茂市内の企業に対して行いまして、融資を受けられた方は105億円も融資を受けておいて、7億円をお踏み倒しになったのでありました。加茂市が支出した保証料の総額は1億5,606万8,000円でありました。

また、平成20年の世界同時不況の際は、国が創設した有利な融資制度であります緊急保証制度に対しまして、加茂市では1件3,000万円まで信用保証協会の保証料の全額を補給することとし、この緊急保証制度が終了した平成22年度末までに551件、47億3,086万円の融資を行い、加茂市が全額補給した信用保証料の総額は1億6,073万3,000円でありました。このときだけで1億6,000万円、その前に1億5,000万ということであります。

なお、引き続き国主導の借りかえ保証制度や加茂市独自の制度融資、そして加茂市の200万円上限で無担保、無保証人の小口融資等の有利な融資制度が存続しておりますので、これらを精いっぱい実施し、今後も企業の皆様を御支援してまいりたいと存じます。

また、これまで加茂市は個人、法人の別なく企業とマンツーマンで御相談をし、御支援してまいりました。その結果、全国で倒産旋風が吹き荒れる中、それでも加茂市は丸五技研や須田工業団地等を初め、多くの倒産を市の力で食いとめることができました。新潟鉄工所加茂工場を日立ニコトランスミッションの形で守ることができました。丸五技研はアスコテックとなり、事業を継続しております。さらに、公共事業の圧縮にあえぐ建設業界を、下水道を中心に極力国の金を使うようにしながら守ってまいりました。また、先ほども申し上げました中小企業金融安定化特別保証制度や緊急保証制度に対する加茂市の支援、特別小口資金融資制度を初めとする各種制度融資等により、多くの中小企業の皆様の不況の嵐の中から守ってまいりました。

なお、これらの支援は各業界、組合、企業の皆様方からの御意見、御要望を受けて実施しているところであります。引き続きこれらの御支援を行いながら、今後も関係の方々からよくお話を承り、対応していくことが肝要であると考えております。

一方、企業の誘致政策は着々と成功いたしております。殊に大野精工株式会社が加茂市へおいでくださったことは大ヒットであったと考えております。さらに、東芝ホームテクノ株式会社は東芝における調理機器などのいわゆる白物家電商品の国内における製造拠点となりました。現在は中国の企業、美的集団の傘下となりましたが、依然として株式会社東芝が東芝ホームテクノ株式会社の親会社、東芝ライフスタイル株式会社の株の19.9%を保有しており、変わらず東芝ブランドの生産拠点となっております。また、最近では下条地内においてにいがた南蒲農業協同組合が米の低温倉庫を建設されております。これも取り合いに勝ったということなのですが、山田議長さんも一生懸命お出しになったわけですが、これらの件につきましては加茂市が全力を挙げて土地の取得を行ったところでもあります。

なお、加茂市では加茂市企業設置奨励条例により、市内に工場等または事業所の新設、増設または移

設を行う企業に対して奨励措置を定め、実施しております。その奨励措置の具体的な内容につきましては、奨励金の交付と奨励対象施設の新設、増設または移設のための便宜供与を行うこととしております。

加茂市では、先ほど申し上げました基本哲学、方針のもと、この加茂市企業設置奨励条例などにより企業支援、誘致を行っているところであります。それにより加茂市には多くの優良企業がやってこられました。株式会社トーススアクティス、日本梱包運輸倉庫株式会社、マルソー株式会社、戸塚金属工業株式会社、株式会社緑の森、そして大野精工株式会社等であります。こうした進出企業に対して加茂市も全力を挙げて土地を確保し、企業設置奨励金も交付するなど支援してまいりました。今後も同様に全力を挙げて企業の皆様の御要望に応えてまいりたいと思っております。

このように加茂市でできる最大限の努力をいたしてございまして、企業誘致等により、工業統計では工業製造品出荷額が再び平成22年度から上向いてきております。さらに、平成28年9月27日付で建設課用地係を強化し、またこのたび商工観光課に新たに企業誘致・企業支援係を設置して、特に企業誘致の体制を強化したところであります。このようにして加茂市の企業誘致、企業支援の体制をさらに強化し、あわせて企業用地の取得にかかわる支援の体制も強化したところであります。

以上でございます。

○6番（浅野一明君） 御答弁ありがとうございます。ページ数もかなり多くて、やっぱり企業誘致等に加茂市でもこれまで力を入れてこられたということのあらわれかなと思って聞いていたのですが、私が御質問させてもらった内容というか、提案させてもらった内容については、また今後検討したいというふうな内容だったので、ほぼ再質問というのなかなかないのですけれども……

○市長（小池清彦君） おっしゃっておられることは問題の核心をついておられますので、その方向で頑張っていくということだと本当に思っております。

○6番（浅野一明君） 新たに商工観光課に企業誘致の担当の係を新設していただいたり、また職員さんにはいろいろ新たな仕事が出てきて大変なことになるのかもしれないのですが、ただ最初にも申しましたとおり、人口をやっぱりふやしていくには市長おっしゃったようにベッドタウン化というのも1つ重要だと思うのです。それはいつも福祉関係の充実でそちらは図られているのかなと。あと、一方においてそういう企業誘致もこれからまたさらに重要になってくるのかなと。私ちょっと不勉強で申しわけなかったのですが、須田の土地もほとんどというか、須田の工業団地は土地が残っていないということで、下条の土地なんかもバイパス、この間の403号線の期成同盟会でも下条のところは間もなく工事に入るようなお話だったので、そこをやっぱり工業用地としても検討していただければなと思ひまして、あとあそこは農地の近くなので、工業といってもいろいろ、先ほど市長も余り問題のある企業というか、事業、そういったものをなかなか誘致するのは難しいという話もありましたけども、余り周りの農地に負担がかかるような、迷惑になるようなものじゃない企業でぜひそういった誘致もお願いしたいなというふうに思っております。

○市長（小池清彦君） 今のおっしゃった土地ですが、あの辺は工場誘致に適しているのではないかなと思っております。それから、須田につきましては、我々が注意してやらなきゃならんと思ひますのは、須田は基本的に農業地帯であるということをお忘れはならないと思ひます。それを須田の中にもばんばんあちこちに工場をつくるというようなことをして、須田の中の自然環境を破壊するようなことがあつては絶対にいけないと思っております。したがって、須田の中で工場を建設するのに適している場

所には工場を建設させていただくと、それ以外のところはしっかり田園地帯として保持していくということが大事であると思っております。

○6番（浅野一明君） その件で先ほど答弁伺いながらちょっと思ったのですが、あそこの今下条のあの土地、加茂川の土を掘ったものをあそこに盛るといってお話で、余り土捨てるような表現避けていただければいいかなと。結局土地利用するにどのみち土盛りしなきゃいけないと思うのです。バイパスの工事見ている、しばらく土かなり盛って土地が落ちつくまで様子見ているようなところもありますし、またあそこの土地を、市の土地ですね、あの土地利用するについても同じくやっぱり土盛って下固めなきゃいけないと思うので、先ほど市長も土盛ってもらっていますと、そういうふうな表現もありましたけども、余り土捨てるような表現避けていただければなというふうに思いますので、お願いします。

○市長（小池清彦君） それは捨てるもらっても構わないのですが、問題は下条川に近いものですから、できるだけ土は盛るのがいいと。それで、私が8メートル盛ってくれと、その上に天守閣みたいな建物を建てるからなんというのですが、8メートルは無理ですと、ほかのところ土が盛り上がるがありますと、そういうことではありますが、精いっぱい高くすべきであると思っております。

○6番（浅野一明君） あと、ちょっと脱線ですが、先ほど第四平成園の話もありましたので、第四平成園千刈の新たな土地に計画したらどうかというふうなお話もありましたけども、第四平成園せつかく計画されるようであれば、もしできれば障害者施設も、天神林の土地か、前々から障害者施設つくるような計画もあったかと思うのですが、そういうのも第四平成園新たにつくるときにあわせて計画してもらったらいのじゃないかなんていうふうに思うのです。その件についてはまた改めて……

○市長（小池清彦君） 貴重な御意見でございますので、足りるかどうか、足らされるかどうか検討する必要は大いにあると思います。そういうことであれば、そのほうがいいのかという感じもいたします。それはよく検討してみたいと思います。

○6番（浅野一明君） 企業の誘致ばかりが雇用の促進になっているものじゃなくて、最近はやっぱこういう福祉事業も雇用の確保の場として重要なと思いますので、その辺はまた御検討いただければなというところでした。

あと、福島県の道路の件なのですが、こちら法線としてはまだ見せていただけるような状況ではないということなのですか。大体もうこの計画はできていて、日立ニコさんに説明した後はまた議会等で見せていただけるような状況だということでしょうか。

○市長（小池清彦君） そういうことだと思います。まずは、日立ニコさんに見ていただいて、日立ニコさんの御要望を聞いてみなきゃいけませんので、それで直すべきところがあつたら直して、じゃこれでいくかというような我々の腹づもりができたところで議会に見ていただくということでございます。

○6番（浅野一明君） 企業の支援のお話ですので、企業さんがこれじゃまずいというものでは困ると思うので、ぜひ相談してやっていただければなと思います。

あとは、地元でもあそこ昔ながらの道で、かなり狭いところに今でも大型車が通っていくもので、やっぱり心配されている方、心配というか、不安に感じる方大勢いるので、できれば早目にどういった計画になるかとか教えていただければと思いますので、お願いします。

○市長（小池清彦君） 浅野先生の根拠地でもありますので、下条は。ちゃんとそのようにいたしたいと思えます。

○6番（浅野一明君） あと、最後になるのですけれども、農産物の加工という話なのですが、やっぱり加茂市のクリーンなイメージ、農業を初めとした環境も守られている非常にクリーンなイメージというのは、企業誘致の際にもそういうイメージ高めておけば、やっぱり来てくださる企業にとってもメリットがあることかなと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいところでありまして、あとは食品加工センター、ほかの自治体から狙われているなんていう話を私も初めて聞いたのですが、ただやっぱり非常に大切な施設だと思うのです。研究所として大切なもので、やっぱりそういったところも利用してというか、ともに新たな名産品とか、今の農産物、どういうふう加工したらいいかちょっと私もまだイメージはありませんけれども、ただ皆さんの意見を聞きながらそういった特産物やっぱり開発できるようにしていくと、また少しずつでも売れるものふえれば商店の売り上げの促進にもなると思いますし、ぜひそういった検討も進めていただきたいというふうに思っております。

答弁の一番最後にいろいろな支援策載っていましたが、加茂市としてもほかの現在の企業さん、農家さんからまた話を聞きながら、ぜひそういった取り組みも今後お願いしたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○市長（小池清彦君） 加茂市の自然を守りながらそういう有利な条件を生かしていきたいというお考えは、まことにごもっともな御意見であると思います。私もそんなことでやってきてはいるわけでございます。

○議長（山田義栄君） これにて浅野一明君の一般質問は終了しました。

10時45分まで休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 3番、白川克広君。

〔3番 白川克広君 登壇〕

○3番（白川克広君） 皆さん、お疲れさまです。3番、市政クラブ所属、白川でございます。今回は、12月定例会に当たって高齢者の運転免許証自主返納支援事業について質問いたします。

本件については、2年前、26年12月議会において保坂議員から全国的視野に立った詳細な質問がなされておりますので、これらの傾向については全く変わらない傾向であります。したがって、これをもとにしまして加茂市の実態に即して数字を具体的に挙げて質問いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、質問に入ります。全国各地で65歳以上の高齢者の運転による交通事故が後を絶たず、いずれも重大事故となって、悲しみの報道に接する日々が続いております。65歳以上の高齢者で運転免許証を保有している人口は、加茂市の場合65歳から74歳までが3,395名、75歳から84歳までが1,317名、85歳以上が173名、合計4,885名となります。運転免許証保有者は、加茂市

の場合全体で1万9,265名であります。何と25.4%という高い割合を示して、4人に1人が高齢運転者ということになります。

また、事故の観点から加茂警察署管内において発生した人身交通事故、これはけがを伴う交通事故であります。伴わない物件はカウントされておられません。平成27年が全事故81件ございまして、高齢運転者の関与する事故はこのうち35件、43.2%であります。この35件のうち15件が責任度合いの高い、いわゆる高齢者側が責任ある事故というのが15件、18.5%であります。本年10月末時点では、全事故55件に対して高齢運転者の関与する事故が24件、43.6%、この24件のうち約半数の11件、これが責任度合いの高い事故であります。高齢者が関与する人身交通事故は事故全体の半数に近い確率で発生していることになり、高齢者が原因となる人身交通事故は5件に1件発生しているということになります。悲惨な交通事故を防止するため、関係各種団体や各行政機関の積極的な取り組みが極めて重要となってくるわけであります。

道路交通法の一部改正により、1998年、平成10年4月1日から運転免許返納制度が開始され、2002年、平成14年6月1日から運転経歴証明書制度も開始されて、関係機関によって周知が図られているところであります。しかし、公共交通機関が少ない当加茂市においては、みずから運転しなければ必要な生活さえままならない状況があり、待ち時間がもったいない、ストレートに目的地に行けない、運転には自信がある等々、運転にこだわる高齢者は私だけではないと思います。市長の基本理念であるお一人お一人の幸せの実現するならば、運転免許証の返納支援事業の推進こそその基本理念にかなっているのではないのでしょうか。2件に1件が高齢者の事故となっているのです。そして、事故の関係者は当事者2人だけではなく、その家族、親族、友人までも不幸に巻き込んでしまうのが現実であります。今年に入って、加茂警察署には11月28日までに加茂市民26名、田上町民16名、合わせて42名の高齢者の方が免許証の自主返納をなされております。高齢者による交通事故を防止し、健全な道路、交通環境を維持するため、加茂市として運転免許返納制度を積極的に広報し、あわせて支援制度を早期に確立すべきと考えます。そこで、最初の質問であります、加茂市として返納制度の必要性をどのように認識されておられるのか、周知徹底を図るための方策を講じる用意があるのかどうかお伺いいたします。

県内20市のうち14市で返納支援制度を設けており、糸魚川市は平成27年、柏崎市は平成24年にそれぞれ財政上の理由で中止、十日町市は交通安全協会の対応となっており、支援制度を設けていない自治体は加茂、三条、小千谷の3市だけとなっております。各自治体ではバスやタクシー券の配付が中心で、1回限りの支援となっておりますが、阿賀野市では市営バス利用料免除を2年間実施したり、運転経歴証明書の提示でタクシーを無期限1割引きといった手厚い支援を行っております。加茂市では、バス利用券、タクシー利用券、商店街の商品券、美人の湯利用券、旅行券などが対象として考えられますが、質問の2点目として、具体的な支援制度の創設について計画があるのかどうかお伺いいたします。

高齢者に限らず、交通安全対策は喫緊の課題であります。新潟県と県交通安全協会が主催、県警察、地区安全協会、新潟県老人クラブ連合会等が協力する県民参加型の交通安全運動、5人1組で100日間無事故、無違反を競う安全運転・チャレンジ100や高齢者5人1組で100日間交通事故に遭わない、起こさないを目指すいきいきクラブ・チャレンジ100が毎年実施されております。新潟県内では

12年連続で交通事故死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占めている現状から、これらチャレンジ100に参加して交通安全意識を高める必要があると考えますが、最後の質問として、このような県民参加型の交通安全運動への参加呼びかけや市役所を挙げた参加取り組みの実績があるかどうかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終えて、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

高齢者の運転免許証自主返納支援事業についてであります。交通事故の抑制を図ることは、私の市政運営を進める大切な重点事項の1つであります。「で」が抜けております。1つであります。このことから加茂警察署、加茂地区交通安全協会、加茂市、それから田上町、加茂市交通安全母の会、各事業所を初めとした関係各団体と連携をしながら、交通事故の抑制についてこれまで精いっぱい取り組んできたところであります。ここに加茂市なんていうの入っているのおかしいですね。何で加茂市が加茂市と連携しなきゃいかんのか。「加茂市」を消していただきたいと思います。田上町ですね。交通安全協会へは年間50万円の補助金を差し上げておりますし、交通安全母の会をも支援し、事故なしキャンペーンも行っております。

根本的な問題は、交通関係は厳然として警察の所管となっており、市町村の所管になっていないことでもあります。現実には市町村長は交通関係の権限はほとんど持っていないのであります。横断歩道を書くことさえできないのであります。市が金を出すから、信号機をつけてくれと言っても絶対に認められないのであります。したがって、高齢者の運転免許証自主返納という事業は警察の専権事項であって、警察が全力を挙げてやっておられることであり、市町村長が口を出せることではないことを御理解いただきたいと思います。

なお、加茂市の交通安全事故防止に対する取り組みについてであります。加茂地区交通安全協会、加茂市交通安全母の会への活動事業に対する補助を初め、春、夏、秋の指導所の開設及び冬の巡回指導、市内小学校への交通安全教育の実施、市内小学校4、5年生と保護者を対象とした自転車ラリー大会の実施、幼保育園児を対象とした交通安全教室、老人会の交通安全指導出前講座の実施、交通指導車による安全パトロールなど、積極的に取り組んでおるところであります。また、交通事故、防犯事件を防ぐため園児バス、スクールバス、市民バスなどの運行を行っておるところであります。また、交通事故防止を図るための道路標識、信号機などの設置を加茂警察署、県警本部にお願いしてきたところあります。

運転免許証自主返納についての周知につきましては、新潟県公安委員会から年齢70歳以上の高齢者に対し高齢者講習通知書、これは運転免許証自主返納制度についての記載もあります。この高齢者講習通知書が送付され、自動車教習所にて高齢者講習を受講することとなっており、その講習においてビデオ等で運転免許証自主返納制度について説明を行い、周知の徹底を図っているところあります。警察は、これだけしっかりやっておられます。

一方、例えば交通手段が十分でない地域の高齢者にとって、自動車の運転は病院、スーパー等へ出かけるための重要な手段であります。運転免許証の返納については、家族でいろいろと相談されるか、自分みずから判断して決めるべきものと思っております。

次に、具体的な支援制度の創設について計画があるかどうかについてであります。新潟県の調査によりますと、平成28年11月現在で高齢者の運転免許証自主返納支援を行っている市は、県内20市のうち15市が要綱を定め、導入しております。未実施の市は、平成27年度をもって支援事業を中止した柏崎市、糸魚川市と三条市、小千谷市、加茂市の5市であります。先ほど申し上げましたとおり、運転免許証の自主返納は家族で決めるか、自分みずから判断するものであり、返納すれば何か恩恵のある利用券などを差し上げる自主返納支援制度などは行うべきものではないと思います。このため、支援制度の創設については御提案として受けとめさせていただきたいと存じます。

次に、県民参加型の交通安全運動への参加呼びかけや市役所を挙げた参加型取り組みの実績があるかどうかについてであります。新潟県と新潟県交通安全協会が主催する安全運転・チャレンジ100は、県民の交通安全の高揚を図り、交通事故を予防するため、ドライバー5人1組が100日間無事故、無違反を目指すことを目的として行われている事業であります。内容は、期間中にチーム全員が無事故、無違反を達成した場合、チーム代表が確認し、報告書を提出、無事故、無違反を達成した全てのチームに記念品が贈られるというものであります。さらに、抽せんで特別賞、旅行券や温泉宿泊券が当たるというものであります。平成28年度は、9月23日から12月31日までの100日間で実施されております。一般の部と団体の部があり、参加状況は一般の部に1,610チーム、8,050人、団体の部に6,947チーム、3万4,735人が申し込まれております。加茂市からは、一般の部21チーム、105人、団体の部に23チーム、115人が申し込まれております。

いきいきクラブ・チャレンジ100は、65歳以上の高齢者を対象に5人1組のチームを組み、メンバーが交通ルールとマナーを実践し、夕暮れの早まる時期の100日間、歩行中や自転車乗車中等の交通事故に遭わない、起こさないことで高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故撲滅を図ることを目的とする事業であります。内容は、期間中にチーム全員が無事故、無違反を達成した場合、チーム代表が確認し、報告書を提出、無事故、無違反を達成した全てのチームから抽せんで旅行券や商品券等が当たるというものであります。実施期間は安全運転・チャレンジ100と同じ期間で、9月23日から12月31日までの100日間で実施されております。参加状況は、県内で4,645チーム、2万3,225人申し込まれております。加茂市からは、31チーム、155人が申し込まれておるところであります。

県民参加型の交通安全運動への呼びかけや市役所を挙げた参加型取り組みの実績があるかどうかということにつきましては、実績はございません。しかし、いきいきクラブ・チャレンジ100では、加茂市社会福祉協議会の加茂市老人クラブ連合会事務局から市内各地区老人クラブへ案内し、幅広く周知を行っておるところであります。また、4月と9月の区長配布の際に新潟県交通安全協会が発行する交通安全だよりに実施内容と結果等を記載し、全戸配布させていただいております。また、例年7月に開催されます加茂市交通安全母の会理事会において、安全運転・チャレンジ100について事業内容の説明を行い、御家庭や関係する幼稚園、小中学校への周知をお願いしたところでもあります。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（白川克広君） ありがとうございます。まず、全般的な話なのですが、冒頭に答弁書書かれておりますとおり、行政云々というのは支援という意味でございまして、制度云々あるいは交通行政云々については二次的な考えで、それは理解しているところでございます。冒頭にも申し上げましたとおり、

26年12月議会で保坂議員の質問に対して、市長は加茂市でも支援制度をつくってよいと思うが、内容について少し検討いたしたいと議事録に記録されております。この検討結果についてどのような内容だったかお聞かせ願います。

○市長（小池清彦君） ただいま御答弁したとおりでございます、私は交通関係の権限持っていないものですから、返納制度について市長が頑張ってくれとか、それはやっぱり警察のほうで一生懸命おっしゃるのを市が支援して、その資料を市民の皆様に配布するとか、そういうやり方だと思うのです。市長がどうかそうしてくれと言うような立場にはないということでございます。現に青海神社で行われます交通安全祈願祭でもまず最初に玉串を上げるのは交通安全協会の会長、その次が加茂警察署長です。私は3番目に上げて、田上の町長さんと3番目、4番目に上げさせていただいておりますので、のではというのは変ですが、要するに交通関係は市長に権限がないのです。だから、どうしてもこの場所に横断歩道が必要だと思っても自分で書けないのです。県警に頼むとなかなかオーケー出ないのです。それくらいでございます、信号機に至ってはどうしてもつけてもらわなければならぬところがいっぱいあるのに、幾ら頼んでもつけてもらえない、ほとんどつけてもらえないのです。そういう状況の中で高齢者の返納だけ市長よ、一生懸命出せと言われても、それはちょっと、それはそれこそ警察のお仕事でしょうと。警察一生懸命出しておられるわけです、猛烈に。それを、資料を市民の皆様に配布するとか、それが市長の仕事になると、そのように思っております。

○3番（白川克広君） その辺の認識で若干の食い違いが生じておるのですけども、やはり免許行政そのものはもちろん公安委員会が所管でありましょう。交通規制についてもそうでしょう。取り締まりももちろんそうでしょう。ただ、交通安全教育、交通安全施設、これらについては行政と一丸となるべき問題だというふうに認識しております。

○市長（小池清彦君） そこは一生懸命出しています。今自主返納制度だけの話しているわけです。

○3番（白川克広君） したがって、支援制度についてお伺いしているのであって、免許返納制度そのものにつく云々ということではありません。加茂市としてどのようなお考えなのかということで、検討されたということで、周知徹底を十分に図っていきたいという御答弁だと了解いたしました。

続きまして、交通安全運動のチャレンジ100、それからいきいきクラブ100等々については参加実績がこのようにあるというふうに答弁されております。ちなみに、定例会ごとに専決事項で諸報告の中で物件事故の損害賠償が報告されております。今回も1件ございました。約20万でしょうか。先回は、9月はたしか3件あったかと思えます。したがって、このように現実に公用車を使った職員による損害事案が発生しておりますので、これらに対して専決処理したというだけでなく、どのような防止策、啓蒙、教育、指導やっておられるのかお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 職員に毎回交通安全教育を施すというようなことはやっております。事件が起きたときに、ひどい状況であればだめだよと、もっとしっかりやらないとだめだよと、しばらく君は運転するとか、そういうようなことをやっておるわけでありまして。あの事故の中にはぶつけられたのも多いのです。ぶつけられたのは、これはしょうがないです。この間も報告したのは、全くぶつけられたケースであります。それで、加茂市の職員で車を運転して物すごく外へ出るのが介護関係の方々なのです。介護関係の方々、加茂市は工面して車で行かれるように車をたくさん配置しているわけでありまして、細かい路地もありますし、介護関係の方々がちょっとぶつかったとか、そういうことが圧倒的に多

いわけでありまして、本人も非常に危険なわけで、介護関係の方々には御注意願うと同時に、物すごく市内を歩くものですから、気の毒は気の毒だと思っておりますが、そういうことできちっとやっておるといふことであります。

○3番（白川克広君） 至極当然の答弁ではないかと思えます。しかし、一歩市民側から見れば、公有財産、公用車で公務中にいかなるわずかな事故であっても起こすということは、やはり何らかの体制的な問題等々、ことわざにも窓割れ理論じゃありませんけども、小さな過失が結局重なって大きな事故、事件に発展するというようなこともございます。小さな芽のうちに何とか体制的にそれらを是正する、修正するというを早期に取り組んでいただきたいと思えます。ちなみに、今回報告されている物件事故、これについても当日のいわゆる物件処理簿を確認すれば、当日はこの事故1件だったということで、加茂警察署管内の物件交通事故は当職員の1件だけだったという事実も把握しております。したがって、早急にこれら制度的に課単位でやるとか何か、あるいは車両を保管する、当然安全管理者もごぞいますよね。そういった方々も中心になって、市長みずからやるべきことではないかと思えますので、ぜひきめ細かな実践指導を繰り返して行うことによって一件でも減らす、これがまた市民サービスではないかと思えますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

○市長（小池清彦君） 今回の事故は、完全にぶつけられた事故なのです。完全にぶつけられた事故なのに、おまえしっかりしろなんて言えないです。今の物損の制度は不思議な制度であって、完全にぶつけられても完璧ゼロ%おまえさん責任ないよということにはならないのです。あれどうしてあんな不思議な制度になっているのでしょうか。全く本人に責任がないのに、何%貴殿ということになっちゃって、加茂市も金をその分ささせられるわけです。今回の事故は全くぶつけられた事故であって、全然綱紀粛正には関係のない事故であります。

○3番（白川克広君） その辺は、責任云々は保険屋の仕事でありまして、当事者あるいは警察が関与するべきことではありませんので、そうでなければ損害賠償も発生するわけありません。したがって、それは別問題でありますので、言及いたしません。

さらに、この制度の周知徹底をお願いしたいと思うわけでありまして。いわゆる免許行政を預かる県警察としては、聖籠の窓口で今年の7月3日から日曜窓口も開設して受け付けを開始しております。各警察署においても当然日曜日受け付けしておりますが、警察署で行った場合は一旦免許センターのほうに行きますので、10日から2週間の時間がかかり、運転経歴証明書の発行もそこではできませんので、当然時間かかります。免許センターに行きますと、経歴証明書、これは免許証にかわる身分証明書になります。これも即日交付になりますので、その辺も県や県警は全部ホームページ等々でアピールしております。さらには、こういう形で広報もしております。したがって、これをもとにして加茂市も大いに、その辺の事故防止の観点で第一でございますので、これは県の仕事だ、警察の仕事だでなくて、自分の問題としてやはり加茂市民を守るという観点からも何とかお知らせ版にでも載せていただいて、アピールして交通安全意識を高めていっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） 今のお話は、直接聖籠の免許センターでやるので、なるべく直接聖籠へ行くように広報せよと、こういう趣旨でございますね。（3番白川克広君「それも含めてです。そういう制度をという」と呼ぶ）含めてってそれだけです。そこで、それやりますと、交通安全協会通さなくていいのですよね。（3番白川克広君「いいです」と呼ぶ）それが今非常に問題になっていて、交通安全協会の収

入が物すごく減ってきているのです。これが大問題になっていまして、交通安全協会の維持が非常に難しいという状況に今なっているわけなのです。だから、警察御当局も痛しかゆしであられるように見受けておりまして、聖籠にセンターはつくったわ、交通安全協会通さずに直接みんながそこへ行ってしまうと、交通安全協会が干上がってしまって、職員も置けないという状況になるのです。それが非常にここ数年大問題になっておるといふふうに認識しておりまして、私のほうもそこら交通安全協会並びに警察と一緒に交通安全活動やっているものですから、余り市のほうがそれぜひ聖籠へ直接行きなさいと、裏を返せば交通安全協会なんか通すなというPRはちょっとできかねているところなのであります、正直な話。

○3番（白川克広君） 今の話はちょっと観点が違うと思います。返納制度と安全協会、これはまた全く別問題……（市長小池清彦君「今返納の話じゃないでしょう。」と呼ぶ）であります。（市長小池清彦君「だから、返納の話だったら返納の話で答弁しますし、今の話は直接聖籠へみんな運転免許証更新のときに行くように加茂市にPRするようにと、こういうことをおっしゃるものですから、それはもう一つそういう交通安全協会を通すなというPRになるものですから、非常に加茂市としても痛しかゆし、市長としても痛しかゆし、こう言っているわけです」と呼ぶ）質問中でございます。安全協会は今警察とは全く離れた別組織であって、昔は一体だったけど、今は一般財団法人等々で、独自運営でやっておりますので、それは全く別に考えていただきたいということで、交通安全協会はそういったいろんな会員を集めて啓蒙活動やる団体でありますので、市が云々、あるいはむしろ市と一緒に活動ができる団体ではないかと思えます。警察と一体になっていることでいろんな弊害が出てきて今の体制になっているわけで、加茂市の場合も窓口は職員がいるだけであって、建物の中から安全協会は別棟に、プレハブでありますけども、移っておりますし、三条警察署も別棟で業務をしているというのが実態でありますので、その辺は混同なさないようお願いしたいと思います。

最後になりますけども、そういった支援制度はとらないということでございますけども、例えば市民の方が市役所の市民課なり、ある窓口に行って免許証を返納したいのですがといった申し出があった場合はどのような処理されるのか、最後にお聞かせ願います。

○市長（小池清彦君） 加茂市には来ないと思います。免許証を持っている人たちは、みんな免許を持っているわけですから、交通についてのシステムは物すごく熟知しておりますので、加茂市にそういうふうに言うてくるということはありません。

○3番（白川克広君） まさに期待したとおりの答弁でございます。窓口に来るべきものではございません。したがって、きのうの、おとついでですか、日報の投書欄に免許返納者に冷たい行政という投書がありましたですね。最後、高齢者が返納後も安心して生活できるサポート体制づくりを関係機関にお願いしたいということで結んでおるのです。これは、窓口での対応が何か行き違いがあったということで、経歴証明書を示したり、あるいは支援を受けたいがために行ったのですけども、そっけなく扱われたというような内容でございますので、市の窓口はまさにそのとおりで、来られたらこれは警察の窓口あるいは聖籠に行きなさいというような指導を徹底して、さらに加茂市の場合はそういった支援制度はまだ整備されておられませんということで丁寧に御指導いただければ幸いです。

以上で質問終わります。

○市長（小池清彦君） 加茂市の職員は市民に優しいことで今定評がありますので、仮に間違っても加茂市

のほうに返納したいと言ってこれれば丁寧に対応するはずであります。これはこの件だけでなく、全てにおいて丁寧に対応をいたしております。そうでないと市民は私のところへ電話を最後はよこされることもあって、私がおいおい、ちょっとそんな対応したそうじゃないかというふうに言いますので、言いますのでって変ですが、市役所の職員諸公は極めて市民に優しくしているわけであります。

それと、返納制度についてももっともっとちゃんとやるのなら、警察庁長官がもっとしっかりすべきであります。きちっと警察庁のこれは所管です。警察庁で返納した人に対してはこういう手厚い措置をとるということを決めるべきであります。それを市町村よ、とれと、責任逃れも甚だしい、そう思います。警察庁長官よ、しっかりしろ、そう申し上げて答弁いたします。

○議長（山田義栄君） これにて白川克広君の一般質問は終了しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問に入る前に、市長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○市長（小池清彦君） どうもありがとうございます。2つありまして、1つは先ほど浅野議員が御指摘されました例の下条川を越えたところにある土地ですけれども、何も土持っていきっておりませんという趣旨の答弁になりましたが、よくよく聞いてみましたらそうではないと、例の403号バイパスのところにある土は持っていきっていないと。あれは別に持っていきもらわなくてもいいのですが、それで加茂川の掘削をした土はことし1,300立米持っていきましたということでございますので、現にもう持っていきってあります。これが1つでございます。

それから、昨日の滝沢議員の御質問関連でございますが、要するに加茂市が4つ申請しております場所はキャンプ候補地というのですよね。このキャンプ候補地に申請する場合は、各県にあります各競技連盟の技術要件確認書というものをもらう必要がございます。柔道ですと新潟県柔道連盟ですか、体操ですと新潟県体操連盟、そういうところの技術要件確認書をお願いいたします。それで、それぞれの団体は、これがその確認書なのですが、これに書いて、上記の申請施設について当該競技連盟の技術基準の要件を満たしていることを証明いたします、確認団体名何々で、代表者氏名何々で、何年何月何日と、こういう証明書を出すことになっておりまして、その証明書をもらわないとキャンプ候補地にならないわけでございます。

そこで、キャンプ候補地になるためには勤少体育センター、これが新体操と、それから下条体育センター、これが柔道と空手、これのキャンプ候補地になるためには、この2つの施設はエアコンを入れなれないとダメなので、そこでどうしても来年度エアコンの工事をやって、順序からいくと来年度中でもいいですが、できるだけ早く、来年度中か、遅ければ再来年度、工事はそんな時間かからないと思えますので、来年度の終わり、2017年度の終わりには証明書をもらいませんと、2018年、2019年、2020年と、こういうことになりますので、もう2年ぐらいしかないのです、どうしても来年度エアコンの工事をやらないと証明書をもらうのがおくれになってしまうと、エアコンができたころにはもう各キャンプ候補地がみんなほかのどこへ決まってしまうというようなことになりますので、どうしても来

年度においてこの2つの体育センターにおいてエアコンの工事をやらざるを得ないということでございますので、そこをぜひ御理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。それに先駆けてあちのつり天井のほうやっけてしまいますと、またそれが2018年にずれ込むとか、2019年にずれ込むとか、そういうことになってしまいますので、その点ひとつよろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。私がきちっと調べて申し上げればよかったです、そういう手はずになっているわけでございます。

以上でございます。どうもありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田義栄君） これより一般質問に入ります。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 1番、三沢嘉男君。

〔1番 三沢嘉男君 登壇〕

○1番（三沢嘉男君） 皆さん、こんにちは。1番、公明党、三沢嘉男です。先月加茂市の土砂災害警戒区域等の基礎調査結果が公表されたことに伴い、防災、減災、安心、安全の観点から、災害発生時における避難所の運営についてと国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについての2点の現状について質問させていただきます。

まず、災害発生時における避難所運営についてでございます。今夏の台風、大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。特に台風10号は統計開始以来史上初のルートを取り、東北地方から北海道地方を中心に多大な被害をもたらし、避難者も最大で8,000人を超えるなど、近年の異常気象による災害はいつでも起きてもおかしくない状況にあります。このような災害発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっています。

岩手県の市町村避難所運営マニュアルでは、避難所運営の流れを初動期、展開期から安定期、撤収期の3つに分けて作成されており、初動期では初期避難者の中から代表を選び、応急的に避難所の開設と運営を行う組織をつくる、展開期から安定期では避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる、撤収期では運営組織リーダーは地域の世話役として最後まで適切な対応が必要など、住民主体の運営マニュアルを作成しています。

また、横浜市では市内452校の小中学校を災害時の避難場所に指定し、そこを防災資機材等の備蓄や情報受伝達などの機能を備えた地域防災拠点として整備を進めており、いざ災害が発生した場合、地域防災拠点は一時的な避難場所になるとともに、自宅が被災した方々が避難生活を送る場となります。また、地域防災拠点では拠点ごとに地域、学校、行政等から成る地域防災拠点運営委員会が設置され、運営委員会を中心として平常時あるいは災害時に運営することになっており、訓練を通じて顔の見える関係を築き、地域防災力の向上に努めるなど、地域ごとにさまざまな工夫で災害時に備えた避難所運営マニュアルを作成しております。

そこで、質問いたします。加茂市では、避難所に指定している建物は44カ所ありますが、今現在避

難所運営マニュアル等は作成されていないと伺いました。しかし、本年の熊本地震や今夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られ、混乱もありました。国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救援を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすいマニュアルの整備が必要であるとなっております。加茂市でも近年の災害多発の状況に対し、しっかり役割分担できるよう早急に避難所運営マニュアルの作成に取りかかるべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについて質問いたします。東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布、施行された国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。

この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援についてを決定。具体的には、国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など、32の関係府省庁所管の交付金、補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっております。

本年の5月臨時会で採決された小中学校の冷暖房設置も、この国土強靱化地域計画の文科省の支援にある学校施設環境改善交付金を活用したものと思っております。また、この交付金は国が3分の1、残りは起債ができ、起債分については交付税で2分の1が賄われることもあり、市の負担は実質3分の1になります。

このように市の負担が大きく軽減される政策ではありますが、この国土強靱化地域計画の策定状況については、本年11月10日現在の状況で都道府県については計画策定済みが32都道府県、予定も含んだ計画策定中が15府県と、全47都道府県が計画策定中あるいは計画策定済みであります。市町村においては計画策定済みが23市区町村、予定も含む計画策定中は31市町村にとどまっており、いまだ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できていない状況にあります。この国土強靱化地域計画の策定については努力規定ではありますが、今後も発生するであろう大規模自然災害等から市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、加茂市でも早急に策定、公表するべきであると考えますが、市長の御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

災害時における避難所運営についてであります。最近の主な大きな災害では、平成16年の7.13水害、中越地震、平成23年の東日本大震災、同じく平成23年の7.29新潟・福島豪雨の際に学校やコミセン、美人の湯、各体育館等で避難所を開設してきており、おおむねしっかりと運営してきていると思っております。特に平成23年の7.29水害のときは天神林、こちらの下興屋向も入ったかな、その辺を中心に、あと山島のあたりも入ったと思うのですが、避難指示を私が出しまして、スクールバスを使ってまずは御自分の車で逃げてくださいますと、それにおやりにならない方はこの車に乗ってくださいということで1軒1軒戸をたたいて回って、六百何十人の人を一気に避難させて、それで避難所へ避難していただいたわけではありますが、これは実にしっかりと運営してきているわけでもあります。

水害のように市域の一部が被災するか、あるいは地震のように全市的に被害を受けるのかといった災害の種類や規模によって、避難の規模も避難所の運営も大きく変わりますので、その都度避難体制を判断して的確な職員配置を行う必要があります。特に中越大震災や東日本大震災の際は、宿泊された避難者の方がいらっしゃったため、全庁体制でローテーションを組んで対応してきましたし、平成23年豪雨の際は今私が申しあげましたバス避難に対応する職員と避難所で避難者の皆様のケアをする職員、そして被災現場の復旧対応の職員とそれぞれ手分けをしながら全庁体制で災害に取り組んでまいりました。

加茂市では、最近他の自治体職員の派遣を受けて避難所を運営するほどの経験はありませんが、当然のことながら避難所開設時はまずもって本市職員が現場へ行って運営すべきと考えております。避難が長期に及ぶことになれば、避難者が自主的にコミュニティーとしての機能を発揮して避難所運営を行っていくことは理想ですが、なかなか現実には難しいと思われまます。

避難所をどのような体制で開設するかについては、被害の種類や規模によって指示方針も変わりますので、マニュアルどおりに事が運ぶことはないものと思われまます。こうした初動態勢については、中央指揮所での情報収集によりの確に判断して、直ちに指示を出していくという近年のやり方がよいと考えておりますので、今後ともそのような流れで臨みたいと思っております。

なお、議員の御指摘につきましては、貴重な御意見として承っておきたいと思ひます。

そもその話を申し上げますと、私が長年役人をやっております、行政のやり方に本当に大きな2つのやり方があると、1つはドイツ教条主義、何でも何か文書をつくらないと気が済まない、文書をまずつくる、それからやるというやり方、もう一つはイギリス経験主義、そういうのはつくらないと、自由自在にやることを中心にすると、この2つの大きな流れがあることは痛感してきておまして、なるべく余計な文書はつからない、それが物事を円滑に運ぶのに一番いいということを私は確信しておりましたので、市長になりましてからもなるべく規則、文書はつからないということでやってきておまして、それが非常にうまくいっているというふうにして思っております。国の役人は自分の責任逃れということがありますから、何でもマニュアルとか規則つくらせる、そして自分はそれで責任終わりにする、そういう傾向がありますが、それでは地方の行政はかえってうまくいかない、そういうふうにして思っております。したがって、避難所についても一々そこへ行った人がマニュアルを見ないと仕事ができないというようなことにはいたしませんで、自由自在に、しかしながらきちっと統制とれていまして、統制のもとにやるということで今までうまくやってきておまますので、マニュアルをつくるというのはかえって弊害を生む可能性がある、そのように思っております。

次に、国土強靱化地域計画についてであります。我が国は、マグニチュード9.0という未曾有の大災害である東日本大震災を経験し、この教訓を踏まえて強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月に制定されました。

これももとを申せば自公政権の政策です。後でもう一遍申し上げますが、民主党政権がコンクリートから人へというようなことを言い出して、物すごく建設関係予算を切ったわけです。その結果、大変な弊害が方々に生じてきたわけです。そこで、ここぞとばかり自公政権が誕生したときに国土強靱化という、コンクリートから人へというのに対抗するいいスローガンがなきゃだめですから、片やコンクリートから人へ、それに対応するようないい言葉ないかなと、あつたぞと、国土強靱化ということで打ち出したわけです。この2つだったらいい勝負です、文言としては。国土強靱化。佐藤信秋先生なんかもその中心になって一生懸命出したわけです、国土強靱化と、こう言うて。これが自公政権のうたい文句になって、そこで土木、建設関係に、まだ不十分ですが、今までよりもたくさんの予算を投入したわけです。その結果、息も絶え絶えになっていた建設業は救われたし、また公共投資をすることによって景気の上向きにも大いに貢献したと。そこで、国土強靱化政策は国民の圧倒的支持をずっと受け続けているわけでございます。それでいいのです。国土強靱化基本法なんていうのは格好つけただけであって、要すれば土木、建設に金いっぱい出すことにしたと、こういうことなのです。

そこで、しかし格好つけないといかんから、国土強靱化基本法をつくって、そして地域計画もつくれというふうに国土交通省の役人が鉛筆をなめたわけです。しかし、国土交通省の役人は鉛筆なめてそれで終わりですが、市町村に何かそれで決めれなんて言われても決めること何もないのです。我々としては、国から金いっぱいもらってやるだけの話なのです。だから、我々に国土強靱化地域計画つくれと言われたら1行です。加茂市内の国土強靱化に全力を尽くす、以上終わりです。それでいいのですが、つくるとすればその1字になって、これが強い力を発揮すると思うのでございます。

そのことは大事なので、例えば変な話になりますが、変でもないかもしれませんが、昔国民党軍と中共軍が中国の国土で戦ったわけです。そのとき中共軍はたった3カ条しかないのです、軍令が。人を、相手を殺すのはいいけれども、相手の軍隊を。民衆を殺す者は銃殺する、民衆のものを盗む者は銃殺する、民衆を犯す者は銃殺する、以上です。それで猛烈勝ったわけです。

要するにそういうことなので、そういうことって何か例としてあれですが、我がほうも加茂市内の国土強靱化に全力を尽くす、それだけです。あと細々と何か決めたら、はて、これに違反するか、違反すると何か叱られるかなんていうことにしかなりませんので、我々はそういうものはつくっていないし、ほかの市町村もほとんどつくっていないのは当然の話で、しかしそれはそれでじゃ自公政権がおかしいか、そんなことないです。自公政権の国土強靱化政策は圧倒的支持を受けているわけですから、そこまでいいのです。それで、国土強靱化基本法は当然つくらなければ予算をふやす大義名分がないですから、法律は絶対必要です。しかし、地方の計画はずばり要らないです。要らないけれども、格好をつける側としては、これは書かなきゃやっぱりだめです。だから、自公政権は全然間違っていないです。国土交通省も間違っていないです。ただ、これをつくれと強制もしたら、これは間違っています。だから、我々はそれを受けて、さようですかということていろいろな補助金やら何やら盛んに来ました。それで、加茂市もその恩恵を受けて本当に助かりました。ということだと思っております。

そこで、答弁としては、この法律は、この国土強靱化基本法は、1番、人命の保護が最大限図られる

こと、2番、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、3番、国民の財産及び公共施設にかかわる被害の最小化に資すること、4番、迅速な復旧、復興に資すること、中共軍の法三章というか、漢の高祖の法三章というか、これでいいのです。だから、我々がもし国土強靱化地域計画をつくるとすれば、さっき申し上げましたような1行でもいいし、この4つ書いて終わりにすればいいのだと思っております。これを基本方針として国土強靱化の取り組みを推進する理念を掲げた法律であります。

法律の中では、地方公共団体の責務は、第4条で地方公共団体は第2条の基本理念、さっき申し上げました4つの基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。まことに立派な本当に文言だと思うのです。これでいいと思うのでございます。

また、13条というのがありまして、都道府県または市町村は国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、加茂市はですね、当該都道府県または市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画、これを以下国土強靱化地域計画という、を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化にかかわる当該都道府県または市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとされており、いわゆるできる規定となっておりますというのですが、この文言初め私は読んでみてもちょっとよく理解できなかつたのですが、ああ、そうかということで今理解しておりますが、要するに国土強靱化地域計画というものは国土強靱化そのものずばりのためのものではないと。というのは、法律の体系が、加茂市にあるものは地域防災基本計画なのです。地域防災基本計画の国土強靱化に関する部分の指針となるべきものとして国土強靱化地域計画をつくれと、こういう意味なのです。国土強靱化地域計画は、それに従ってばんばんやるといふ、そういうものでは必ずしもなくて、加茂市の地域防災計画の指針としてつくれ、こう言うているのです。そうすると、わざわざ加茂市の地域防災計画の指針としてそっちのほうの御厄介になる必要はないのです。地域防災計画は、災害対策基本法を受けているわけです。だから、災害対策基本法にびしっと書いてあって、それを受けて加茂市の地域防災計画をつくっておりますので、その系列に対して横から国土強靱化地域計画で何か来させる余地がないのです。ないのにこう書いてあるだけなので、だからそういうのをつくっている市町村は何つくったのか、何かつくって格好つけておるといふだけの話で、それだけのものでありますので、いよいよそういうものは、恐縮ですが、要りませんと、要るのはお金ですと、こういうことになるわけで、それでいいのだと思いますし、自公政権もそれで大満足ということだと思います。

それで、この国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する各関係府省庁の支援につきましては、平成28年度では国の関係9府省庁所管の32事業について交付金、補助金が用意されておりますが、市町村がその強靱化計画を策定することによる支援のメリットは、各事業とも一様に交付の判断に当たって一定程度配慮という記載があるだけでしたので、内閣官房国土強靱化推進室に確認したところ、利益誘導で計画策定を推進するものではないので、あくまでも策定市町村に優先的に配分、交付するというものであり、かさ上げや増額をするものではないとのことでしたという、読んでいる私もちょっとよくわからない文章になっておりますが、要するに私が先ほど申し上げたことだと思います。

そもそも国土強靱化という考え方は、民主党政権がコンクリートから人へのスローガンのもと、建設関係の予算を大幅に削減し、災害対応が手薄になった反動として自公政権が打ち出した政策でありま

す。その主眼は建設予算の増額にあるのであって、市町村が定めることができるとする地域計画にあるわけではありません。国土強靱化地域計画は地域防災計画等の指針として定められるものでありますが、地域防災計画は災害対策基本法に基づくものであり、国土強靱化基本法の助けをかりる必要のないものであります。したがって、このような地域計画をつくるとしても、加茂市は国土強靱化に努めなければならないという1行の計画でよいことになります。要すれば加茂市は国土強靱化基本法が1つ、それから国が定める国土強靱化基本計画がもう一つ、この2つを錦の御旗として、財政状況の許す範囲でいろいろな建設事業、防災事業を行い、国から極力たくさんのお金をもらう、あるいは国や県から極力たくさんの建設事業、防災事業をやっていただくようにするという事に尽きるということになります。

以上でございます。

○1番（三沢嘉男君） 御答弁ありがとうございます。それではまず、災害時における避難所運営についてというところで再質問させていただきたいと思いますが、今の答弁を見る限りは加茂市としてはしっかり避難所運営ができています。バスでの避難者の確保という部分に関しては大変すばらしいと思うのですが、避難所に人が一気に押し寄せてくるわけですよね。そういった場合の運営という部分がどうなのかということであるのですけれども、その点はいかがでしょう。

○市長（小池清彦君） わざわざマニュアルをつくるようなものではないということでもあります。それですと、加茂市の日常の仕事全部常にマニュアルを見ながらやっているかと、そんなことは全くないわけで、窓口でよくおいでくださいましたなんて言って話聞いて、すぐぱっぱっ、ぱっぱっみんなやっているじゃないですか。避難所も同じことございまして、避難所に加茂市の本部のほうから手配して、この避難所には誰と誰行きなさいと、誰と誰行けと、しっかり頑張れと、その一言でちゃんとぴしっといくように加茂市の職員はもうでき上がっているのです。みんな有能なのです。でき上がっておりますので、何の支障もないので、この間も620人ぱっと避難しましたけれども、整々といったわけでありませう。

1つだけ私は、半分冗談ですが、市民の方々から怒られました。おめさんはいつまでたっても避難指示を解除しないものだから、もう雨がやんで水も引いたみたいじゃないかと、うちへ帰りたいと言っても加茂市の職員がだめですと、まだ避難指示が解除されていないから、だめですと、そう言うたというのです。私は、やっぱりさすが加茂市の職員は立派だなと思いました。解除されていないから、おうちへ帰られては困りますと言うたというのです。だから、私がその人に言うたのです。それは大きに悪うございましたが、避難指示というものはちょっと雨がやんだから、すぐ解除するなんていうことでは危ないので、また急に大雨が降ってきて、それでまた氾濫しそうになったというときには大変なことになるので、そういう心配が全くなくなってから解除せざるを得ないので、そういうことでそう簡単に解除できないのでありますと、大きに悪うございましたと私は申しました。そう言われたぐらいでありまして、あとは整々と行われました。

もう一つは、缶詰の備蓄がなかったので、これも臨機応変に加茂市の本部で加茂市内の大きなスーパー、にいつフードとリオン・ドールに頼んで、今持っている缶詰全部出してくれということで出してもらった缶詰をお一人お一人に差し上げました。結果99円のサンマの缶詰をもらった人もおりますし、470円のアカガイの缶詰をもらった人もおりますが、とにかくそれで一斉にやりました。それ

で、せっかく加茂市が持っている乾パンをお配りしたのに、大部分の方はこんなもの要らないなんておっしゃって、それも整々と差し上げました。

そういうことでまことに整々と行われたわけでありまして、災害のときみんなマニュアルなんか見ないです。私からして、災害になると加茂市中駆け回りますが、マニュアルなんか見ながら駆け回らないです。これでどこが危ない、ああ、そうかそうか、ぱっと行って、水かさどこまで上がっているか。そうしたら、あそこは大変でしたが、須田の土手が一気に流される寸前でしたけれども、中野顧問の機転で、水が川の反対側からばあっと噴き出してパイピング現象が起きていたのを広範囲にわたってシートを敷いて、1トンパックをだっと並べました。そのときも、マニュアルって変ですが、県の信濃川下流河川事務所に、県がよこした業者は2社指定して、1社来ないので、手が足りないと言って。もう一社は、社長がみずから運転してきただけで、そこにちょっとした砂袋を幾つか積んであるだけで、これ以上協力できませんというのです。1トンパックどこにもないので。だから、私が加茂市の山内組がいっぱい持ってくるから、ぜひ持ってこさせてくれと。オーケーしないのですから、携帯で私が頼んでいるのに。というのは、そういう決まりになっていないと。あらかじめ年度初めに指定した業者に限っておると。まさにマニュアルの弊害もいいところです。そういうふうに限っているので、加茂市の業者をやるわけにはいかないというのを何言うているのだと、土手が切れるじゃないかと、私がそう言うてやっとうんと言わせたのです。これマニュアルの弊害です。そうしたら、山内組に頼んだらいっぱい1トンパック持って飛んできました。ぱっと置きました。

その後が傑作、ますます。加茂市が勝手に頼んだ1トンパックであるから、加茂市が金出せと言うたのです。それで、私がたまげて、国土交通省の北陸地方整備局と一緒に会合があったから、そこで私が言うたのです。おかしいじゃないですかと、当初年度初めに契約した業者以外は使ってはならない、使った場合はその市が金を出せとあなたのところのその人が言うていますよと言うたら、立って抗弁しようとしたのをさすがに北陸地方整備局の河川部長は君いいからと言って抑えて、そしてちゃんとそれは北陸地方整備局が金出しますからと、そのときやっとうんと言うたのです。ドイツ教条主義の権化みたいなものです。役人はえてしてそうなるのです。だから、何かつくってはいかんのです、文書は。自由に良識を持ち、愛の一字、仁の一字をもって行動する、それだけの話なのです。あのとき本当に大変な私は弊害を感じました。

それは1つの例ですけど、こういうことについても、ちゃんと官僚はふだんからうまくやるように訓練が、訓練じゃなくてもよくできているのです。だから、何かつくらないと官僚は信用できないというようなものじゃないのです。物すごくよくできているので、そのほうがいいということでもあります。こればかりはそういう場合によっては人の命にかかわることであり、私が今申し上げました件なんていうのはもしまかり間違えばあそこが切れたら、須田側ですから、あの須田、白根を中心とする輪中地帯一帯が濁流に覆われたはずなのです。どれだけの災害が起きたかわかりません。そういう部分考えると、私はあそこのところに中野顧問の銅像を建てていいと思うのです。要するにそういうことではありません。

- 1番（三沢嘉男君） 今ほどの県の対応というのは、確かにもうちょっと臨機応変でもいいのかなと思いますけれども、今回避難所運営についてのマニュアルというのはそこまで細かい部分までということではなくて、先ほど質問にも上げさせてもらいましたが、例えば岩手県なんかは避難所運営の流れ

を3つに分けて作成しているということで、こういった大まかなマニュアルでも全然問題ないとは思うのです。というのは、市の職員の方が災害時に各避難所に駆けつけてくるということではありますけれども、実際駆けつけてくる時間にも避難者の数というのは急増してくる状況であると思いますし、また地域によっては高齢者もかなり多いところもあるので、そういったときにその避難所の地域の住民の方がしっかりと対応できるような何か形をとれていたほうがいいのかと思いますし、また平成23年度の豪雨のときなんかは七谷のほうも善作茶屋のところで道路が寸断されるようなこともありましたので、そういったときに市の職員の方が七谷に入るということもなかなか難しい状況の中で、七谷にも避難所が幾つかありますけれども、そこで今いる人たちで運営できるような、そういう体制がつけられたらと思って質問しているのですけど、その点はいかがですか。

○市長（小池清彦君） マニュアルというのは、市の職員のためのマニュアルなのです。一般人のためのマニュアルじゃないのです。そんなマニュアルはつくれません。一般人にこうせいなんていうマニュアルつくれないので、つくる場合は市の職員はこうしなさいというマニュアルなのでございます。

それから、この間の避難指示出したときに、要介護者はそんなところへ避難させたのじゃないのです。具体的に言えば、農業委員会の会長であります永井さんが物すごく喜んでおられまして、永井さんのお宅に100歳のおばあさんがいたのです。そして、どうしようかと、このおばあさんを。思っていたら市の平成園の車がすうっと来たというのです。乗せてすうっと連れていったというのです。そこまで市の体制は完備しているのです。そんなマニュアルの話じゃないのです。特に抽象的なマニュアルだったらますます何の役にも立たないです。

加茂市の防災計画だって、あれはいざというとき誰もあんなもの読みません、正直。読んだって何の役にも立たないのだから、抽象的なこと書いてあるだけなのだから。全く抽象的なことを書いてあるだけで、あとは現場の判断でやれというだけの話なので、今まで随分災害いっぱいありましたけど、私を初め加茂市の職員が加茂市防災計画を片手にやった人は一人もいません。だって、何の役にも、何の役にもってそういうとき役に立たないのです。全体として整々と体制をふだんから整えておくときに役に立つのです。抽象的に書いてあるだけだから、それを踏まえて具体的なことを我々が考えて、そしてやりますので、あれはそういうことで当然加茂市の地域防災計画は重要なものですが、あれがふだんの実働の場合に片手にあれを見てやるようなものでは全くないです。だから、もしお考えになっておられるマニュアルなるものが抽象的なものであれば、そういうものはむしろ何の役にも立たないどころか弊害を生むおそれがあるということでもあります。だから、現実にマニュアルが要らないわけだから、要らないものつくっちゃいかんのです。行政は、精いっぱいスマートで精いっぱいシンプルでなきゃいかんのです。行政だけでなくて万事そうですけれども。余計なものをつくったりしちゃいかんのです。

これだけは何で私が力を込めて申し上げるかという、人の命にかかわる災害に関する事だからです。災害に関する事でそんなマニュアルを、あれもマニュアル、これもマニュアル、全部説明つくったらそれこそ弊害だけです。その一番いい例が新潟県です。私は、新潟県の防災会議委員なのです。市長からは加茂市長、町村長からは出雲崎町長、この2人が出るのです。防災会議になると、どなたか意見ありますかと言うと誰も発言しないのです。そうすると、泉田さんが加茂市長さん何かありますかなんて言って私を指名するのです。そんな会議ですけど、問題はそのときに新潟県の地域防災計画なるものをみんなに渡すわけです。1人で持てないぐらいすごいね、あれ。こんなにあるのです。それ

でも俺やっとなんて持って帰ってきたよね。やっとなんて持って帰ってきたぐらいですから、あんなもの全部読んでいたら1年かかります。要するに県もそういうところなんです。あんなものをつくって何の役に立つのですか。みんなが力をつけるトレーニングになるぐらいのもんです、あれ。あれ見て私は正直あきれ果てました。何だと、これは。これに対して法三章でいく場合のすばらしさは、あんなもの全然。本当に新潟県も、泉田さんにつくらされたのかもしれませんが、泉田さんがつくった県の防災体制は、それはよくできていますが、あのマニュアルというか、あの計画はちょっと、あんな厚いものをつくるのはやめたほうがいいと思います。別に三沢先生に何かくさすみたいなこと言うているわけじゃありませんで、現実の問題としてまかり間違うと大変危ないことになると、こういうことを申し上げているわけであります。

○1番（三沢嘉男君） マニュアルをつくるのは大分抵抗があるようですが、災害時の初動期というのはやっぱり一番大事な部分であると思うのですけれども、最低限マニュアルとは言わなくても、ルール決めみたいなもので、災害が起こったときに地元の住民で避難所をしっかりと最初のうちだけでも運営できるような何かルールづくりという形でもあればいいのかなと思いますし、また実際熊本地震のときにも問題になったことがいろいろありまして、1つがペットをどうするかという問題、あとトイレの問題があったようなのですけれども、避難所にペットを中に連れていけるのかどうかというところで結構問題があったという部分と、あとトイレなのですけれども、やっぱりこれも高齢者が多い地域、特に災害時には断水とかしていれば、施設のトイレは使えずに仮設トイレになると思うのですけれども、仮設トイレが和式しかないとか、段差が当然あるので、段差が高くて危険だとか、あとは場所によってはトイレを設置する場所が遠くて、足腰の弱い方は移動が大変ということで、これも災害が起こってから実際わかる問題点ではあると思うのですけれども、実際熊本地震で起きたことを1つの教訓として、こういう問題も多く出ているということで、例えば加茂で仮設トイレなんかは和式でなくて洋式のもの準備されているのかとか、実際トイレに行きづらいという環境になってくると、避難所の方々というのはなるべくトイレに行く回数を減らそうということで、水分を控えるようになるそうなのです。そうすると、二次災害というわけではないのですけれども、エコノミークラス症候群になりやすくなるということで、そういうところも危険視されている部分もありますので、現状今加茂市でどのようにトイレの準備とかされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（小池清彦君） 今のお話は、マニュアルのお話ではないわけね。（1番三沢嘉男君「そうです」と呼ぶ）マニュアルにトイレをどうせいなんていうことまで書けないので。

実は洋式トイレのまず問題から申し上げますと、その前に加茂市大問題があるわけです。1つは小中学校です。もともと和式でつくっちゃったのです。それを私になりましてから適時洋式化しておりますが、まだまだ洋式化が十分でないのです。そうすると、子供たちはどうしているのだと。これ全国的な問題ですが。うちでは大体みんな洋式化です。私は神主ですので、法事なんかに行ったりしますと、まず和式のトイレはないです、大のトイレで。みんな洋式化している。だから、子供たちは常に洋式便所を使っている。学校へ来ると洋式便所もあるが、和式便所もあります。そうすると、子供たちはさっぱり和式便所使わないわけです。数限られた洋式便所しか使っていない。そうすると、和式をみんな洋式にするには大変な金がかかるということで、今計算させていますけど、全国的にもそういう問題があるのです。

ところが、この間ある区長さんが今度私におっしゃったのです。自分のところに加茂市の団地がありますと。アパートがありますと。そこが全部和式のトイレだというのは。それを全部洋式に直すとすると、1つ100万だか200万だかかかるのです。だから、とっても手が出ないのです。ところが、その和式に洋式のやり方をする高い便座みたいのあるのですね。それが5,000円すると。だから、5,000円を全部補助することにしたらどうだという御意見がありました。私は、それはそれでいいとは思いますが、申し上げたのです。今割合年取った人は金をいっぱい持っておられるので、自分で5,000円出せないものでしょうかねと、そんなことを一応申しましたけど、市営住宅でさえ大問題で、今度市営住宅つくるとすれば全部洋式にしなきゃだめだと思います。今全部和式なのです。

和式、洋式の問題はそういうことで大変な問題で、災害のときだけの話ではないということではありますが、簡易トイレはやっぱり洋式のものでなければならぬでしょうね。ただし、簡易トイレはすぐ汚されるじゃないですか。だから、洋式のを汚された場合に、その後入った人は大変だとは思いますが、やっぱり洋式のトイレでないといけないと思います。それは大変貴重な御意見ですので、早速それを探して、今後のこととして考えてみたいと思います。とりあえずは越後加茂川夏祭りがあります。あのときにずらっと簡易トイレを並べますが、これが全部洋式にするか、それは、まずそれがあるかどうかとも探さなきゃいけません、あると思うのですが、やってみたいと思います。

ところが、水洗の問題についてはこれ大変な問題で、水洗、水があれば下水道が使えるという場合と、水があっても下水道そのものがやられているという場合と2つありますので、やっぱり応急的なトイレを持って行って、そのかわりしょっちゅうそれくみ取らなきゃいかんと思いますが、しょっちゅうくみ取ってやるという体制を整える必要があると。

水につきましては、これは、加茂市は自慢しているのですが、この前七谷で直径40センチの管が破裂しちゃったわけです。そのとき加茂市は給水車を車載式のをたった1台しかたしか持っていなかったのです。それで、こいつはいかんというので、ぴっかぴかの給水車を市議会によく御相談して2台入れたのです。そのほかに新潟市が持ってきた、これはいいというので1トン水槽、あれは周りが布の防水のキャンパス水槽、1トン入るやつを20個買ってあるのです。したがって、加茂市中が地震でやられたなんていうとそんなので追いつきませんけれども、今のところ20個持っておりまして、それがぱっと行って、そして給水車で水運んではそこへ入れて歩くのです。そういう体制にありまして、これが実は東日本大震災のときに加茂市にこの町へ行ってくれと言うて要請が来た。何町だったかね。村田町。加茂市村田町担当ということになったのです。全部持っていったのです。持って行ってぱっとやったら、町長さんがぶったまげて、本当に感謝していました。そういう体制にありますが、給水のほうは。ただ、洋式の応急便所、これは極めて貴重な御意見でありますので、早速よく手配をいたしたいと思っております。

- 1番（三沢嘉男君） それでは、時間も少ないですけど、最後に1点だけ国土強靱化計画の策定に向けた取り組みについて質問しますが、これは市長の答弁にもありましたように、基本方針としては4つ、人命の保護、また災害時の被害を最小限に抑えるという意味合いがありますけれども、今回公表された土砂災害警戒区域の中に加茂山公園内も幾つか、2カ所ぐらいあったり、若宮中、加茂中近辺の通学路なんかにあるような状況でしたけれども、この国土強靱化計画というのはそういったところで、これは計画して使うものなのか、単独でも使えるものなのかちょっとわかりませんが、そういったこ

とでしっかり国の補助があるうちにそういったところも使っていただきたいですし、きのう滝沢議員の言われた体育館の耐震化などにも今回小中学校の冷暖房で使ったような交付金が適用されるのではないかなと思いますので、その辺もいろいろと御検討いただいて、また対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○市長（小池清彦君） その点で1つ、通学路関連もあって、双壁寺裏というところを、これが危ないというので、県に頼んでやってもらったのです、ずっと長年の懸案を。それが今度基準に合わないというのです。また何かそこが急傾斜地に指定されちゃった。そんなばかなことあるかと。あれだけ県が一生懸命鳴り物入りでおやりになったところが今度基準に合いませんから、急傾斜地ですと。朝令暮改もいいとこですと。これは本当に申し上げておこなきゃならんと思っております。

○議長（山田義栄君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了しました。

2時20分まで休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 4番、佐藤俊夫君。

〔4番 佐藤俊夫君 登壇〕

○4番（佐藤俊夫君） こんにちは。4番、大志の会所属、佐藤俊夫であります。これより平成28年加茂市議会12月定例会に当たり一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。質問は2点であります。

まず初めに、民生委員への支援の拡充策についてであります。地域住民の身近な相談に乗り、地域の相談役である民生委員がことし12月1日に3年に1度の改選を迎えました。地域では、高齢化の進展や独居高齢者が増加しており、民生委員の役割はますます重要さが増してきています。平成27年4月から生活困窮者自立支援制度も開始され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図られるとともに、生活保護世帯などの暮らしに困る住民の見守りや専門機関、行政等へのつなぎ役も担っており、業務の範囲は広がる一方であります。

そこで、神戸市や新潟市などで取り組んでいる民生委員にパートナー役をつける民生委員協力員制度の仕組みが必要と考えます。この制度は、民生委員の負担軽減やよりきめ細やかな見守り体制の構築などのほか、後継者の育成にもつながることも期待できると思います。そこで、改選後の民生委員の定員の充足状況、男女比及び年齢構成はどうか、加茂市における生活困窮者自立支援制度の取り組みはどのようになっているのか、民生委員協力員制度についてどのように考えられるかをお聞かせください。

2つ目の質問であります。2つ目は災害時などに有効となる環状線道路の整備についてであります。近年の異常気象、これは30年に1度以下の割合で観測される、または極端な気象をいうそうですが、異常気象は常態化しており、前線活動の活発化により集中豪雨、台風による暴風、大雨、寒

気大雪や頻発する大規模な地震などがあります。それに伴う河川の増水による氾濫被害、3年連続の豪雪、どか雪などの経験から、もはや異常気象は異常ではなく日常的になっていると感じます。

そこで、異常気象に伴う家屋の浸水被害、道路の寸断や崖崩れによる集落の孤立が心配されます。既に平成23年7月豪雨で七谷地区は一時孤立状態を経験しています。

そこで、集落間を結ぶ幹線道路とは別に迂回できる生活道路、特に中山間地域における整備が生命線となります。若宮町と長福寺地区を結ぶ県道天神林上条線、七谷地区を循環する道路網の整備が必要と考えます。上黒水地区と西山地区を結ぶ市道黒水西山線、上高柳地区と小乙地区を結ぶ市道倉田中丸線、宮寄上地区と三条市下田地区をつなぐ市道広田線の延伸などです。このことにより異常災害に強い、緊急時対応も図られ、市民生活の安全が確保されます。加茂市には、このほかにも市民生活の安心、安全のためインフラ整備、道路、河川、水路などの必要な箇所が多くあると考えます。そこで、これらの環状線整備をどのように考え、どのように取り組むかをお聞かせください。新潟県とも連携が必要と考えますので、有効な事業や補助制度等を活用して実現できることを期待して、壇上からの質問を終わり、再質問は自席にて行います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず初めに、民生委員への支援の拡充策についてであります。民生委員は、民生委員法第1条により、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とあります。また、児童や妊産婦の相談、援助を行うため、児童福祉法第16条第2項には、「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」と定められておりまして、民生委員は全て児童委員を兼職することとなっております。このため、民生委員は民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱されております。また、民生委員・児童委員の中には担当する区域を持たずに児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がおります。

民生委員の任期は3年で、今年度は一斉改選の年に当たっており、12月1日に改選が行われました。加茂市の民生委員の定数は、区域担当民生委員が58人、主任児童委員が5人の合計63人ですが、このたび委嘱されたのは新任16人、再任47人、合計63人の方々の、欠員はありません。

次に、改選後の委員の男女比、年齢構成ですが、男女比は男性29人、女性34人で、若干女性が多くなっております。年齢構成は、40歳代2人、50歳代4人、60歳代35人、70歳代20人、80歳代2人で、平均年齢は68.1歳であります。要するに受け手がないということなのです。受け手が少なくてお願いするのが大変だと、これが実情であります。それもそのはず、全く勤労奉仕でございまして、仕事が物すごく多いですから、とてもこれ受ける人が本当少ないのです。したがって、さらにその補助者ということになると、いよいよ実際問題としてちょっと見つからない可能性が大きいだろうということがあります。

次に、加茂市における生活困窮者自立支援制度の取り組みについてであります。生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるため、平成27年4月1日に施行されました。この法律で行う事業には、必須事業である自立相談支援事業の実施並びに住居確保給付金の支給及び任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業並びに家計相談支援事業等の実施があります。加茂市においては、必須事業のみ取り組んでおります。

自立相談支援事業については、生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定するものですが、実際には福祉事務所で相談業務を行いながら、市の職員人件費は国の負担金の対象とならないことがあり、社会福祉協議会に委託する形をとって、社会福祉協議会の人件費分を国からもらっております。自立相談支援事業では、平成27年度において相談が12件あり、生活保護を受給した方が5件、就労に結びついた方が4件、現在も相談を継続している方が3件であります。平成28年度は、10月末日時点で昨年度から引き続き相談を行っている方を含め、7件の相談を受け付けております。

また、住居確保給付金については、離職等により経済的に困窮し、住居を失った、またはそのおそれのある者に対し家賃相当額を支給する制度で、例えば単身世帯では上限3万2,000円、2人世帯では3万8,000円を最大9カ月まで支給するものであります。平成27年度は2件の支給があり、平成28年度は10月末日時点では実績がありません。

次に、民生委員協力員制度についてであります。民生委員協力員制度とは、国の制度ではなく、補助制度もない単独事業となります。年々増加するひとり暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら相互に助け合い、支え合うことができるようにということで、新潟県内では新潟市のみが平成24年10月から実施しております。新潟市では、必要に応じて民生委員1人につき1人の民生委員協力員を配置することができ、民生委員の指示、指導のもと地域見守り活動等の補佐を行うもので、平成27年度では民生委員1,375人に対し58人の協力員を配置しておりました。

佐藤議員は、民生委員協力員制度を実施いたしますと、民生委員の負担軽減やきめ細かな見守り体制などのほか、後継者の育成にもつながることも期待できるとの御意見ですが、加茂市は新潟市のような大都市でもありませんし、福祉事務所と介護・看護支援センターを中心として、ひとり暮らし高齢者世帯や生活に困る住民の相談、援助を行っておりますので、民生委員の業務は他市に比べてはるかに少なくなっております。何しろホームヘルパーが70人もいるわけでありまして、この人たちが実際に介護をしておりますから、加茂市中の要介護者を全部彼らが面倒を見、把握しているわけでありまして、また、冒頭申し上げましたとおり、民生委員の欠員はない状況ですので、あえて協力員を配置する必要はないと考えております。議員の御指摘は、貴重な御意見として承らせていただきます。

これ1つ申し上げておかなきゃいけないのですが、場合によっては民生委員の弊害というのも出てきています。それは、民生委員が全員、立派な人ですが、底抜けに愛の塊みたいになっていけばいいのですが、下手をするとおまえさんにそんなことをしてやる必要はないということを言う民生委員がいるのです。これは非常に難しいところで、本人から見ればこんなに面倒見過ぎることは正しいやり方ではないと確信してしまうと大変なことになりますので、やっぱり民生委員なんていう人は底抜けのお人よしの人でないとだめです。これだけ面倒見てやるのは残念だなんというふうに思う人が民生委員になると変なことになりまして、そうすると市長に言いつけてくるわけです。これやりたいのだが、民生委員がうんと言わないなんて言って。そういう弊害も実はあります。

加茂市の場合は、福祉事務所直属で日本一の介護・看護支援センターがありまして、これが満遍なく一人一人面倒見ているので、余り弊害は出ないのですが、それでも介護・看護支援センターの関係では出ていないのですが、社会福祉協議会あたりの関連のもので実は出たことがありまして、社会福祉協

議会から10万円か何かまで借りられる制度があるのです。それがこの間まで民生委員の判こが要ることになっていたのです。民生委員が判こ押さないというのです。それで、市長何とかしてくれと言ってくる人がいまして、私は民生委員の判こは要らないことにしたのです。そういうこともありましたですが、まずはしかし加茂市は介護・看護支援センターが中心になってやっておりますから、余り弊害は出ていないと。裏を返せば、民生委員には協力者をつけるような状態ではないと、介護・看護支援センターがやりますと、そういうのが加茂市の実情であります。

次に、災害時などに有効となる環状線道路の整備についての御質問であります。まず、県道天神林上条線の道路整備についてであります。この県道天神林上条線の整備につきましては、県において平成7年度にふるさとづくり道路事業として公共採択を受け、平成11年度までの5カ年での完成を目指し改良事業に着手いたしました。1人の事業反対者の存在を理由に測量調査と一部の用地買収を行ったのみで、本事業の予算を他所に使用されてしまったのであります。これは当時の三条土木事務所長の重大罪です。これ加茂市が問題にしたなら、この人免職事態です。もうファッショ独裁的な権限を振るって、1人の人間が反対しているものに対しては、俺は面倒見ないなんて言うて、ほかへ全部使っちゃったのだから。それをまた当時の建設課長が私に報告しないわけ。私は、やっているとばかり思っていたわけ。そして、あっと思って聞いてみたら、ほとんどやっておりませんと。そして、この制度はこれで終わりましたというじゃないですか。

まことにひどい状態になったわけなのですが、そこで私がわんわん言いまして、平成12年度からは県の単独事業に切りかえられちゃって、一部区間の暫定改良、現道舗装がわずかずつ施工されてきましたと、こういう状態になっちゃったものですから、そこで私が強く要望しまして、平成17年度です、やっど。17年度は再び今度は地方特定道路事業として採択され、平成22年度まで年平均たったの1,000万円です。全部かかるべき事業が7億か何かだったのです。7億をすっ飛ばしておいて、毎年1,000万円ずつ事業で改良事業を実施してきたのです、県は。それにより県道天神林上条線は若宮団地から鱈田沢不燃物埋立場の約250メートル手前まで改良済みで、そこから鱈田沢不燃物埋立場の入り口付近までは暫定改良、現道舗装が施工されたのであります。

ところが、立派な地域整備部長さん、言うなれば三条土木事務所長さんが登場したわけ。平成23年度からは当時の県の三条地域振興局の高木地域整備部長さんがあらわれまして、この人は県の道路の実力者だったのです。それで、年来加茂市が懸案として要望していた下のほうを以前に市の職員でおられた伊藤さんのうちあたりを撤去して道を広げるといふこと、これが長年の懸案だったのですが、高木地域整備部長さんがこれをやるとおっしゃいまして、高木地域整備部長さんの御努力とその後の2人の部長さんの御努力により、これまでの施工区間より市街地側で特に幅員が狭い約70メートルの区間で改良事業を実施していただきました。この区間は、市道双壁寺山手線1号との交差点、すなわち旧笠原製袋さんの跡地から上手約70メートルの区間を改良する事業で、下条方面に向かって右側を拡幅したものであります。平成27年度に道路の拡幅工事が完了いたしました。これで鱈田沢の峰のところまでは行ったわけであります。

また、これに隣接した区間で所有者の反対で工事に着手できなかった若宮中学校から下ってくる市道若宮中学校前線との交差点付近の見通しの悪い箇所、崖地約40メートルと、その周辺区間を含めて約120メートルの改良を引き続き事業化するよう強く県にお願いしてまいりましたが、今年度県では

150万円の予算で市道若宮中学校前線との交差点付近の見通しの悪い箇所、崖地を中心に約60メートル区間の測量を実施しているところでもあります。この区間の早期整備を強く県にお願いしてまいりたいと思います。

しかしながら、平成25年12月には若宮公園内を通過して若宮町と長福寺を結ぶ待望の環状道路市道若宮公園線が開通したところであります。この市道若宮公園線とは別に県道天神林上条線の改良を早期に長福寺まで行っていただくよう県に強くお願いしているところでもあります。これは公園道路ですから、若宮公園通る道は。そこを大型車が通ったり、高速で車が通ったりしますと、公園で子供さんが遊んでいて道路へ飛び出したりなんかすると大変なことになります。だから、公園道路は公園道路、それから県道は県道ということで、県道の天神林上条線を長福寺のところまで何としても早急に拡幅していただきたいとお願いしまして、地域整備部長さんは非常に色よい返事をしまして、ごもっともです、若宮公園に道路ができたのですから、私どももうかうかしておれませんなんて口では言うのですが、なかなかそっちは進まないのですが、よくなおわんわん言うて進めるようにしたいと思います。

上黒水地区と西山地区を結ぶ市道黒水西山線、それから上高柳地区と小乙地区を結ぶ市道倉田中丸線、これが問題ですよね。それから、宮寄上地区と三条市の下田地区をつなぐ市道広田線、いずれの路線も生活道路のみならず、災害対策に必要な七谷地区の重要な路線であります。

まず、市道黒水西山線は七谷郵便局の手前の国道290号の交差点から上黒水地内を通過して西山地内の国道290号に至る延長4,280.83メートルの路線で、いわゆる沢通線であります。上黒水地内の林道麻布谷黒水線から西山地内の国道290号までの延長は約2,650メートルありまして、そのうち約1,950メートルは砂利道となっております。この砂利道区間の幅員は2.5メートル前後で、片側が山の斜面で、反対側も急なり面や西山川と並行している部分も多く、道路の勾配の急な箇所もあり、車の待避やすれ違いもなかなか難しい道路であります。数年前まで道路の沿線は田畑の作付も多く行われてきたことから、上黒水、西山の皆様が共同作業で道路の草木の刈り払いや道路の砂利敷きなどを行ってまいりました。近年は休耕田畑がほとんどとなっておりますが、今年度は上黒水のの皆様が6月と8月の2回、共同作業で道路の草木の刈り払いを行っております。西山地区は、沿線の耕作者の方々が道路の除草を行っております。そのほか道路管理上必要な箇所については市で草刈りや枝払いなどを実施しておりますので、車が通れる道路となっております。来年度からは、もっと早い時期に草木の刈り払いを市で行い、冬期間を除き常時車が通れるように管理をいたしてまいりたいと思います。

市道倉田中丸線及び市道広田線の整備につきましては、地元からの強い御要望を受け、県の市町村道代行事業により整備をしてもらおうべく要望を行っているところであります。市町村道代行事業は、豪雪地帯特別措置法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法等に基づいて市町村道の整備を県が代行し、事業費は国が6割、残りの4割を県が負担する事業であります。七谷地区は、豪雪地帯特別措置法及び山村振興法の指定を受けております。また、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域とはなっておりませんが、豪雪、山村地域として市町村道代行事業が可能なのであります。

しかしながら、県の財政状況が逼迫しているためと思われませんが、新規箇所採択は非常に厳しい状況で、新潟県においては豪雪地帯特別措置法に基づく市町村道代行事業は、平成16年度以降一つの事業も実施されておられません。また、山村振興法に基づく市町村道代行事業につきましても、平成13年度以降全く実施されていない状況となっております。県では、現在市町村道代行事業として実施している

のは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく1路線とのことであります。

市道倉田中丸線は、上高柳地内の市道高柳線から山の尾根を通り、小乙地区の市道小乙線に至る延長が1,254.25メートルの路線であります。自動車の通行不能区間が約1,190メートルで、そのうち幅員が1メートル未満の部分が約920メートルあります。道路改良事業費は、約7億円が見込まれる道路であります。

市道広田線は、今度は広田線の話ですね。市道広田線は、小乙地区の県道宮寄上加茂線から加茂川にかかる興野橋を渡り、三条市下田地区に至る延長1,974.64メートルの路線であり、三条市の市道広田加茂線と接続して中浦のヒメサユリ森林公園に至っております。砂利道の部分が約1,520メートルありますが、市で砂利敷きなどを行っており、冬期間を除き常時車が通れるように管理している道路であります。この道路の改良に係る事業費は、約4億円が見込まれるところであります。

このようなことから、市道倉田中丸線と市道広田線を市町村道代行事業区間とし、当面は市道倉田中丸線を県の市町村道代行事業により整備してもらおうべく、県に粘り強く要望してまいりたいと思いません。

市道広田線につきましては、市道倉田中丸線の市町村道代行事業による整備の状況を見きわめて、市町村道代行事業により整備をしてもらおうべく県に要望していくのがよいのではないかと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（佐藤俊夫君） どうも答弁ありがとうございました。まず、民生委員の話なのですが、東北3県の大震災で民生委員が、欠員が200人以上というような報道がなされて、加茂市については充足率が100%ということで、非常に地元の行政区の区長さんには感謝申し上げたいと思うのですが、今市長答弁の中で要介護者等については支援センターということなのですが、私の住んでいる地区も含めまして高齢者の世帯とか、独居世帯とかというのがかなりありまして、いわゆる対象人口は減っているにしても対象者はふえているという現状で、なかなか今言われたように民生委員の果たす役割が、業務量といいますか、それが非常に多くなっています、例えばこれから屋根雪の雪おろしとか、除雪とかということで実際にそういう民生委員のお世話にならなきゃだめな人も大変ふえているという現状がありまして、それでことしの改選では新潟県では民生委員が20人ぐらい増員をされたという話なのですが、協力員制度は補助がないというか、国の支援がないということなので、加茂市としてももう少し地区を小さくして民生委員の増員というのを要望する考えはございますか。

○市長（小池清彦君） 介護・看護支援センターだけでなく、今度は福祉事務所があります。ここでも一生懸命面倒を見る体制で、民生委員に任せない体制をとっておりますので、民生委員が手に余るようであれば、すぐ福祉事務所に言うていただいて、福祉事務所が出勤する体制になっているわけでありませう。そういう整った体制になっておりますので、ぜひ民生委員さんも福祉事務所に話をさせていただいて、そして福祉事務所が一緒になってやると、それを介護・看護支援センターがまた助けると、こういう体制で来ておりますので、まずはそれでやるということだと思っております。

○4番（佐藤俊夫君） 実は私の地区を担当している民生委員さんがことし夏場にお亡くなりになって、欠員状態が生じた時期がありまして、それは今回の12月まで期間が短かったので、今度新しい委員さんが担当するのですが、そういうことも含めて、業務量の増大もありますし、いわゆるサポーター

制度がいいのかどうか、これは別として、私も行政区の区長をしていたときにちょうど改選の年に当たりまして、該当者を探す、民生委員さんを探すというのは非常に大変な苦勞をしたので、そう簡単には選ばれるとは思っていませんけども、さっきの年齢構成なんかを見ても70代、80代の方がいらっしゃるということなので、地域で当然区としても、区長としても、組長としても見守り等はできるわけですけども、実際の実務はできないというか、取り次ぎぐらいはできると思うのですが、そういうことで新潟市の協力員がどの程度の待遇でやられているのか、ちょっと中身はわからなくてあれなのですが、もともとは民生委員さん大変ボランティア的活動で地域を見守ってくれるわけですから、そういう人について必要な都度支援をしていくような体制がとれれば一番いいかなということと、もう一つ、10年ほど前に限界集落という言葉が出まして、国土交通省と総務省の調べでは10年間でそういうところがぱっとふえるという話だったのですが、率にすると0.3%ぐらいしか全く集落なくなってしまうところがないのだそうです、全国的に。だから、人数は減ったにしろ集落は維持されているということで、そうなってくると余計仕事量がふえてあれですけども、そういう事態が当然これからも考えられるので、今すぐはできないにしても、ちょっと検討していただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） 民生委員に欠員が生じているというときは、全部福祉事務所でやるということがあります。それを区長さんのほうに、区には1つの組織がありますから、もちろん協力お願いしながらやるということは、それはあると思いますが、そういう体制になると思うのです。それで、状況によってこっちもさっちもいかないというようなことがあれば、ここがこっちもさっちもいかないようだと、事務所長のほうから私に報告があって、特段の措置をとるということはいいと思うのですが、一般論としてそういう組織をつくるということは福祉事務諸生を怠けさせる原因になってはいけませんので、やっぱり福祉事務所が全責任持ってやってもらわなければだめなので、福祉事務所の禁句は、これは民生委員の責任だというのは禁句なのです。全部福祉事務所の責任であり、市長の責任なのです。その決意でやらないと日本一の福祉のまちは全然だめな福祉のまちになってしまいます。そういうことでありますので、とにかく福祉事務所が全責任を持って、市長も全責任を持つということを基本としてやっていくと。そういう中で今度はケース・バイ・ケースで特段のことが起きれば、特段のこととして相談を私にもしてもらって、そして今度はその地区としてどうするかケース・バイ・ケースで考えるというやり方がいいと思っております。一般論として補助員の制度があるから、補助員をつけたよと、福祉事務所は彼らに任せただけでは非常にぐあいが悪いということでもあります。

○4番（佐藤俊夫君） これからますます集落が残念ながら人口が減って高齢化をしていくというのは加速されてくることは間違いないので、これからもまた私も地区において見守って行って、またこのほかにもいい制度もあるかもしれませんし、それらもまた研究して御提案申し上げたいと思っております。

○市長（小池清彦君） それは、制度を探すよりはそこのところで民生委員一人でどうしようもなくなって、市のほうも相当お手上げだというような事態になりそうとか、そういうときには本当に今度は市としてそこを考えなきゃいけませんので、どの制度とかそういうのじゃなくて、そこをしっかりとやる体制を整える必要がある、そういうふうに思います。今度は市側としてはいろいろ考えて、そこにヘルパーから家事援助もありますので、面倒をしっかりと見させるとか、やっぱり個別に対応する、そうしなかつたら大変なことになりますので、今おっしゃったようなケースは大いに起こり得るので、起こり得

たところはそういうふうにしてヘルパー家事援助をそこに派遣するとか、足りなければヘルパー、私はヘルパー足りなければ70人を100人にしてもいいじゃないかと、そう言っているわけであります。そういうヘルパーの家事援助でもって対応すると。もちろん雪おろしなんていうことになれば、それは家事援助より福祉事務所の責任において雪おろしを手配もちろんすると、そういうふうにしていくのがいいと思っておりますので、地域においても遠慮なく福祉事務所長のほうに相談していただきたいと思っているわけであります。

○4番(佐藤俊夫君) それでは、道路のほうに行きたいと思うのですが、天神林上条線についての経緯については詳しく答弁していただいたので、わかりました。ちょうど長福寺と例えば宮寄上地区は結構お寺の檀家とか親戚関係とか近いので、知っている人がやっぱり多いのですが、いわゆる公園道路ができたので、私が例えば長福寺地区に行くには下条のほうをこう回るよりは物すごく早くなって、大変感謝しているのですが、やっぱり市長の答弁にあったように、県道としてしっかり整備をしてもらうことによって大型車等がそっこのほうに回るといって、たしか利用が上がったので、公園道路は非常にありがたいのですが、それはそれとして、継続してやっぱり改良していただきたいということであります。

○市長(小池清彦君) まことにおっしゃるとおりでございまして、県に怠けられると、あの道路ができたから、県は内心いいのだ、いいのだでは困るのです。それは困るということは私も厳しく申し出てまして、地域整備部長さんもますます一生懸命出していますと口では言うのですが、実際余り一生懸命出さないで、わんわん言い続けて持っていくしかないと思っております。

○4番(佐藤俊夫君) それから、宮寄上地内のことを言っても大変あれなのですが、広田線の延伸、あれ10年ぐらい前まで、今答弁では車が通れる状況という答弁だったのですが、なかなか困難といえますか、私も長岡行くとき10年ぐらい前あの道を通っていくと一番最短だったのですが、その後やっぱりいろんな災害等があって道路が傷んで、その手前の加茂川も傷んでいるのですが、あれはきのうの森山議員が言った只見に行く道の最短距離になるということで、そういう波及効果も大変大きいので、問題は、私も書きましたけども、いわゆるそういう有利な事業といえますか、市町村代行は答弁では最近はやられていないということなので、市町村代行だけでなく、例えば農林省の所管の補助事業とか、いろんなものを常に見ていただいて、あれを改良していただくと。ヒメサユリ公園までは下田側すごくいい道路になっているので、あの道も先人の方が一時本気になってやるみたいなのになっていたらしいのですが、それが頓挫したというか、あれみたいなので、あの道路については本当に三条市と結ぶ非常に迂回道路としてもあれになりますし、平成7年ごろ七谷小学校の上手の崖が崩れまして、一時我々は加茂に来ることができなくて、それでさっき答弁にもありましたいわゆる沢通線、あそこを通過して黒水に出たり、下田村のほうへ通ってということで、やっぱり最近の異常災害といえますか、あれを見ているといつ何が起きても不思議がないというような状況になっておりますので、倉田中丸線についても宮寄上地区と上高柳地区で推進の委員会を実は設けて、一生懸命地元でできることはやっいていこうということで決めておりますので、ぜひそこら辺で、本当は市費でやっていただければいいのでしょうけども、何億という話なので、そうばかりも言っていられないので、ほかの事業等も勘案していただいて、ぜひ一歩でも事業化なるように。というのは、さっきも言いましたけども、限界集落になりつつあるのです、七谷地区は大体。そうすると、どうしても車でないと例えば病院に来るとかそうい

うのができないですし、もう一つは買い物難民といえますか、実際は車に乗れないお年寄りが多くて、例えばうちあたりでは移動販売車が1週間に1遍ぐらい来て生活必需品を販売していくのですが、そういうものがないと生活ができないという状況もあるので、どうしても道路が、たびたび寸断されるということはないと思うのですが、そういう危険性が最近ではあるので、ぜひそういう事業化に向けた努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長(小池清彦君) 建設課長、広田線が通れないと言っておられますが、実情は通れるみたいだね。普通車程度は通れると言っておられますが、「一時は水害でもってやられて通れなかった」と呼ぶ者あり)昔の水害ですか。7.29か。7.29からもう5年たっていますので。通れると言っていますので。

○建設課長(金子正文君) 広田線につきましては、砂利道2.5メートル程度、狭いところで2.2メートル程度かと思いますが、私今月に入りましてヒメサユリ公園まで市役所のライトバンで往復してまいりました。

○市長(小池清彦君) ただ、2メートルというのは気になるね。ちょっとちびりちびりでも何とかならないの、維持で。広げるとか。広げるのは維持でないか。そう簡単な話でない。中野さん、どうです。今中野顧問と建設課長の会話では、広げられるところが維持費であるのじゃないかと言っていますので、そこらはそうするように努力してみたいと思います。それごらんになりましてまた御意見をいただければと思います。

それで、私はやっぱり倉田中丸線というのが大変重要だと思っております。というのは、まずこっちから行って大谷へ入りますね。大谷から高柳までは立派な道路ができています。それから、大谷から土倉のほうにはまずは立派な道路あるわけです。だから、環状線は昔の忠魂碑のところから入る、あれは黒水土倉線か、あそこから行って環状になって、あるいは長谷のほうから環状になって、高柳までちゃんとついているわけでございます。あとはそこから小乙までの倉田中丸線、これだけなのです。これが通るとあちら側は環状線になるわけでございます。

ただ、この前みたいに善作茶屋のところがやられると、あれだって本当は通れたのです。私が警察官に頼んだのです。そこにいた警察官に。これ片側だけ通してくれと。職権をもってだめですと言うのです。そんなのでちょっと通れなくなって、仕方がないから、私が小柳建設の社長さんに電話して、社長さん、一晩でやってくれと、男小柳にかけてやってくれと。そうしたら、何してもいいですかと言うから、何してもいいから、やってくれと言ったら、張り切って小柳建設の社長さんが一晩で通過させたのです。

しかしながら、あそこをやられますと環状道路は下田を通過して290号で入ってくるしかないのです。あるいは、田上の大沢峠のところを通過してこっちへ、290号通過して回ってくるしかありませんが、それでも環状は環状ですが、ただ七谷の中の環状線は倉田中丸線が通ればまずは環状になるわけなのです。ところが、この倉田中丸線が相当金かかるということで、日立ニコトランスミッションのところをやると同じ金でやることはできると思うのですが、加茂市全体から見ると、加茂市全体の市民がどうおっしゃるかということを考えると、割合着工順序はおくれると思うのでございます。そのことを考えると、とにかく代行でやってくれということを県に私から強くお願いする価値はあると思っております。それをまずやってみたいと思っております。あの道路の重要性は極めて高いと。それによって夢の

七谷環状線が完成するわけなのです。そう思っております。

広田線のほうも、広田線の弱点は290号があるではないかというのが弱点なのです。県はそれを言うのです。290号であんな立派な道があるから、あればと行ってさっと行けばそれでいいじゃないかと。そう言われると、私もちょっと口もぐもぐになるのです。その弱点があるのですが、しかしちゃんと通じるにこしたことはないのですが、まずもって少しずつでも狭いところを何とか維持でできる範囲ぐらいで広げていくと、建設でやってもいいですけど、少しずつ広げていくというやり方がいいのではないかなと思っているわけでございます。

まずは倉田中丸線、やっぱり代行にのせてくれということを使う価値はあると思っております。県もそれやって余り損はないと思うのです。国が6割かな、出してくれるわけですから、国にその制度がなくなったかということ、そんなことはないのですから、国はちゃんとやってくれるのですから。県のほうが今までちょっとたるんでいただけで、裏を返せば市町村側がたるんでいたのかもしれないのです。わんわん県に余り各市町村が言ってこなかったというようなこともあるのじゃないかと思うのですが、ぜひ代行道路でまずはやってみたいと思っております。

○4番（佐藤俊夫君） 確かにまだまだインフラ整備というのは私が御質問した以外にもたくさんあるので、ここだけ早くということにはならないと思うのですが、そういう努力をしていただくことによって住民が安心をするというか、そういう意味での波及効果も大きいので、ぜひ市長の力で今まで代行がなかったのができるぐらいの気迫を持って取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○市長（小池清彦君） 七谷の今議員もお住まいになっておられます宮寄上の地域というものは、加茂市の水道を握っている重要地域であります。同時に名峰栗ヶ岳を擁して、加茂市の観光政策の最重要地域でもあります。したがって、宮寄上地域は大事にしなけりゃならん。ほかの地域も大事にしますが、非常に大事にしなければならない地域であると思っております。ここをやっぱり倉田中丸線で小乙まで通して、小乙から先は道があるのでしたよね。しっかりさせて七谷を輝かせるということは非常に大事なことだと思っております。これは須田も同じことですが、私がいつまでも忘れることができないのは、初めて市長に立候補したときに七谷へ行ってミニ集会いっぱいやったわけです。そうしたら、七谷の何が何とおっしゃったかということ、七谷は加茂と合併してろくなことがなかった、あなたはどう思うかと言うから、私も私もそう思いますというふうに答えた次第であります。その言葉は、私はずっと市長やっている最中ますます鮮明に覚えております。それは、加茂に合併された地域、須田もそうですし、下条地区もそうですし、そういうことを常に私もよく踏まえて、そういうことを言われないうちに一生懸命出す責任があると思っております。代行道路は一生懸命出したいと思っております。

○議長（山田義栄君） これにて佐藤俊夫君の一般質問は終了しました。

3時30分まで休憩をいたします。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 2番、藤田明美君。

〔2番 藤田明美君 登壇〕

○2番（藤田明美君） 皆さん、こんにちは。2番、大志の会の藤田明美です。きょう最後の一般質問になります。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

平成28年12月定例会の一般質問におきまして、今回私が質問いたしますのは手話言語条例と手話奉仕員等の派遣事業についてです。手話については、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が日本の法律で初めて言語として認められました。加茂市議会でも平成26年6月定例会において手話言語法の制定を求める意見書の請願が採択されています。また、本年9月に大志の会主催で手話言語条例に関する研修会を開催いたしました。その際、聴覚障害者協会の方々は大池市長が全国手話言語市区長会に入会されたことに対し大変感謝されていました。そこで、手話言語条例と手話奉仕員等の派遣事業について4つ御質問いたします。

まず、1つ目の質問です。言語としての手話について市長はどのような考えをお持ちでしょうか。また、手話言語条例制定の必要性を感じていらっしゃるでしょうか。

2つ目の質問です。加茂市でも障害者総合支援法に基づき、手話奉仕員、また手話通訳者の派遣事業と養成講座、また要約筆記者の派遣事業を行っていることと思います。そこで、平成27年度、平成28年度の手話奉仕員または通訳者、要約筆記者の派遣件数、また派遣理由がわかりましたらそれぞれ教えてください。

3つ目の質問です。聾者の方々が手話通訳者や手話奉仕員の派遣を依頼する際に利用者負担が生じますが、派遣を依頼しやすくするように利用者負担の軽減を図ってはいかがでしょうか。

4つ目の質問。聾者の方々は、災害時のことを大変不安に感じていらっしゃると思います。災害時聾者の方々に対しての情報伝達手段や避難手段の確保はどのようになっているのでしょうか。

言語としての手話を考えたとき、そのことを知る人はまだ少ないと感じています。手話言語条例は、手話が日本語とは違った1つの言語なのだということを周知するために必要であると私は考えます。手話が使えないということは、聾者の皆さんにとっては言語が奪われ、思考が妨げられることと同様ではないでしょうか。平成28年10月20日現在で手話言語条例は全国で、46市町村で制定されています。ぜひ加茂市におきましても手話への理解が深まり、聾者の皆さんの社会参加が進むことを期待しています。

以上、壇上での質問はこれで終わりです。御答弁よろしくお願いいたします。再質問は自席にて行わせていただきます。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

言語としての手話をどのように考えるかということについてであります。平成18年12月に国連で採択され、日本が平成26年1月に批准をした障害者の権利に関する条約には、手話は言語であることが明記されており、平成23年8月に改正された障害者基本法では、全て障害者は可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められています。手話は、聴覚障害の方にとって情報獲得とコミュニケーションの手段として大切なものであり、言語として認められるべきものであります。私も手話は必要なものであり、言語として認める必要があると考えるところであり、全国手話言語市区長会へも入会をしたところであります。

さて、手話言語条例であります、これは法律で定められたものではありません。加茂市は、常にドイツ教条主義ではなく、イギリス経験主義でどんどん施策を進めておりますので、真に必要な場合以外は条例などつくらず、どんどん施策を進めていくのがよいと考えております。

ところで、加茂市では手話通訳者を養成するために手話奉仕員養成講座を毎年開催しており、毎年10名前後の方が手話の知識や技術習得を目指して、厚生労働省手話通訳養成カリキュラムに従って、全20回から30回程度の連続講座を受講しております。この手話奉仕員養成講座修了者が大勢ふえて、手話奉仕員として加茂市へ御登録をいただき、加茂市においても手話通訳の体制が十分に整うことを願っております。現状としては、手話奉仕員養成講座を修了されてもさまざまな理由でなかなか手話奉仕員としての御登録がいただけず、まだ十分な体制がとれているとは言えない状況であります。しかし、加茂市としては手話奉仕員が増員できるよう、今後も引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、多くの方に受講をしていただける機会を提供してまいります。

さて、2つ目の御質問、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣事業実績であります。手話等による通訳者の派遣が必要な方からの申請により、平成27年度においては要約筆記奉仕員の派遣が3件あり、派遣理由は3件とも講習会参加のため講習内容を要約筆記してほしいというものでございました。平成28年度は、11月末現在で要約筆記奉仕員の派遣が3件あり、その派遣理由は講習会参加のため講習内容を要約筆記してほしいというものや、団体の総会で要約筆記が必要であるとの御依頼により要約筆記奉仕員を派遣しております。平成27年度、平成28年度ともいずれも要約筆記奉仕員として登録のある市内の団体をお願いしております。

加茂市におきましては、高齢期になり、聴覚障害で身体障害者手帳を取得される方が多い傾向があり、手話による通訳よりも要約筆記による通訳を希望される方が多いのだと思われませんが、手話による通訳を希望される方へは手話奉仕員の派遣を行うこととしており、今年度において法律相談を受けたいという聴覚障害者の方に対しての手話通訳者派遣の御相談があり、1件の手話通訳者派遣を予定しております。

次に、3つ目の御質問、通訳者派遣依頼をした際の利用者負担についてであります。加茂市では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業開始当初より派遣にかかわる費用は加茂市が負担しており、利用される方の御負担はありませんので、よろしく願いいたします。

最後に、4つ目の御質問、災害時の対応についてであります。加茂市では、住民への情報伝達を迅速に行うため、平成21年4月から当時県内初の緊急速報エリアメールを導入し、市民の方々へ防災情報を伝達しております。これにより携帯電話をお持ちの方であれば費用をかけずに加茂市からの防災情報を受け取ることが可能となるものですので、耳の不自由な方でも防災情報を受け取ることが可能であり、送信されたメールを見ることにより防災情報の内容を確認していただけます。特に聴覚障害者用の機器として、聴覚障害により音が聞こえない方が音や音声を視覚で確認できるようにフラッシュライトやパトライト等の光に変換し、または触覚でわかるようにバイブレーション機能のある子機等で振動に変換することができる機器、屋内信号装置の給付を行っております。さらに、日常生活用具給付事業において、障害をお持ちの方へは火災報知機や自動消火器等の給付を行っております。

災害発生時の避難の手段に関しましては、耳の不自由な方であっても一般の方と同じであります。加茂市が所有するバスを利用し、いち早く避難場所までお連れいたします。

手話という言語がより多くの市民に理解され、聴覚障害をお持ちの方々の心理的、物理的障壁が取り除かれていくことを私も期待しております。

以上でございます。

○2番(藤田明美君) 御答弁ありがとうございました。全ての質問に答えていただいたと思っています。

手話言語条例の制定については、市長は必要ないというお考え……

○市長(小池清彦君) 今のところ実行でやっておりますので、特に条例というようなものを決めて、それで今よりよくなるかという、そういうわけでもないのじゃないかなと。まずは、イギリス経験主義で、先ほどもお答えいたしました、いったほうがいいのじゃないかなと思っております。

私が、手話条例は法律で決まっていないというのです。それで、形だけ整えるとすれば、国が準則決めて、これでやれと言ってくれば何のことないのです。我々はそれをそのまま条例にするだけです。それもやらないというのです、国は。自分で考えてやれなんて言われても、今条例なしにやっておりますので、むしろ手話、それから要約の筆記、この方がまだ数が十分でなくて、一生懸命出している途中でございますので、そういうときに特に条例制定ということになっても余り実益にならないのじゃないかなと、かえって弊害が出てくるかもしれないということで、まずはとにかく実行でやるのが第一じゃないかなと思っているわけであります。

○2番(藤田明美君) 条例を制定することによってすぐに状況が変わるといふふうにはならないかもしれないのですけれども、市民の皆さんに手話が言語であるということと手話のことをより知っていただくためには私は必要ではないかなと思っ質問したのですけれども、市長はやっぱりイギリス経験主義ということできっとそういうお考えということなのだろうなと思います。

それで、全国市区長会のほうに入会されたのはどういう意図があつてでしょうか。

○市長(小池清彦君) いいことは何でもするというので、そういうことなのです。

○2番(藤田明美君) それでは、積極的に条例を制定しようと、そういう意図があつて入会したわけではないということでしょうか。

○市長(小池清彦君) 余り条例とかいうことじゃなくて、例えば耳の不自由な方に、今森川さんはちょっと議席におられません、森川議員が一生懸命言うておられましたが、埋め込む、ああいうのも加茂市が全国に先駆けてできるようにしたのです。とにかく日本の最先端をいきますと。条例つくることに最先端いこうなんていう考え方そのものが格好つけるだけで、実行しないと言っているようなものなのです。こっちはそういうことじゃなくて、とにかく実行で最先端いくようにしたいということなのですが、手話についてはまだ日本一の体制ではありません。なかなかこれ大変でございます、手話の力、あれ1級、2級、3級というのですか、手話の一番上手な階級があるのです。まだたしか加茂市はそのトップクラスの階級をとった人はいないはずなのです。その点は残念なのですが、3万人のまちですから、やむを得ないかなと。しかし、いざというときはもしその方々で不十分であれば、加茂市以外にいる極めて練達した、実力を持った人を雇ってきて、頼んできて万事やるようにしておりますから、とにかく最高の体制は常にとるということでやっているわけであります。

○2番(藤田明美君) 条例制定はしなくとも、私は格好つけてもいいと思うのですが、手話通訳者または要約筆記者がもっと必要であるということはお考えということでしょうか。

○市長(小池清彦君) どの程度必要かわからないのですが、現実に頼んでくるケースからいくと余り件

数が多くないということではありますが、私は件数多くなればなるで対応すると。加茂市内の方々に対応できなければ加茂市外の方を頼むと。福祉事務所長、前頼んだことあったよね。市外の人をよく頼んでやっておるということですから、どんどん頼んで必要に応じてやるというだけの話で、条例にどう書くのか、それだけの話です。要するに加茂市民で必要な人があればどんどん加茂市へ頼んでくると、加茂市は一切断らずに応じていくと、そういう体制ですから、それを条例つくって、加茂市は断ってはならないとか、そんなこと書く必要ないので、現実がそういうことで、現実をしっかりとやるのが大事です。条例だけ制定しておいて、頼まれてもいや、今加茂市に人がいませんから、お断りしますなんて言ったのじゃだめなので、今加茂市は一つも拒否しておりませんので、頼まれたものに対して福祉事務所長もそれは加茂市以外の人を頼んだと、そう言うておりますので、それでやるということでもあります。そのために加茂市は金がないなんていうことは一切ありませんので、ちゃんと加茂市は資金を出して、どういう人でも部外から頼む必要があれば頼んでやると。条例といたってやらなきゃならんのはそういうことなのですから、それはちゃんとやっておるということでもあります。それを実際にやっていなければすぐ市長に文句言ってもらえばいいわけでありませう。

○2番（藤田明美君） 条例のことはこれで終わりにしたいと思うのですが、手話の方に関しては県のほうにきつとお願いして派遣してもらっているのだと思います、市外の方というのは。

○市長（小池清彦君） 県に頼むこともあれば、三条の団体に頼むこともあると、そういうことを言うております。

○2番（藤田明美君） 確かに三条のほうは手話のサークルも活発で、手話される方が多いというのは伺っています。加茂市のほうもできれば手話ができる方を積極的に養成、養成講座はあると思うのですが、手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士とってレベルが上がっていくと思うのですが、よりできる人をふやせるようにバックアップしていただきたいなというふうには思います。

○市長（小池清彦君） 全くそのようにやっているわけでありませう。しょっちゅう出てくるのは、石口さんはしょっちゅう出てきておられまして、あともう一方石口さんと一緒に坪谷さんが来られるとってありますが、どうも最近の依頼は、今そちらでも一生懸命出しておられますが、要約筆記のほうを頼んでこられる方が多いのです。ということは、手話は苦手だという方が多いのでしょうね。そういう方は要約筆記してもらって、それを読むということで、要約筆記を、ただいまもそちらにおられますが、要約筆記をしてもらいながらこの議会を傍聴しておられると。この議会では、そちらの方から御要望がありまして、この議会を傍聴したいと、だから要約筆記の方をお願いしたいと、それで加茂市としてそちらに、今はお一人ですが、要約筆記の方がそこにお二人おられて、要約筆記というのは紙に書くのじゃないのです。打つのです。打って、それを見ながらこの議会を傍聴しておられるということになります。

要約筆記の方が多いようです。たしか3件ぐらいだったと思うのですが、昨年度も全部要約筆記の加茂市に依頼であったと。3件であったと。ことしも3件要約筆記、きょうで4件目の要約筆記の依頼、全部要約筆記であると。ただ、手話がこれから1件出てくるのだよね、ここにあるように。今年度中にあと1件手話の派遣の依頼が来ておると。ちょっと正確にいつやるか今手元がないそうですが、この先今年度中に1件手話の依頼が来ておるといふことでもあります。だから、非常に加茂市はそういうところはきちっとやっておられまして、あと目の御不自由な方に対する支援も一生懸命やっているところであり

ます。

○2番（藤田明美君） 加茂市の要約筆記のほうの派遣が多いというのは、中途失聴者の方がきつと多くて、最初は普通に耳も聞こえてお話しできたけれども、何らかの理由で聴覚を失った方は手話よりは要約筆記のほうでコミュニケーションとりやすいのだと思います。それで、加茂市はそういう方が多いのだと思います。

○市長（小池清彦君） それが必ずしもそうじゃないかもしれないのは、身体障害者協会の総会になると必ず私が出ていきまして、皆さんと楽しく過ごすことにしているのです。そのときは石口さんが大体見えて、坪谷さんも一緒に見えることもありますが、手話で私なんかのしゃべることを全部、身体障害者協会の方々には耳の不自由な方だけではありませんから、目の不自由な方もおられるし、またそうでない身体不自由の方もいっぱいおられますから、そういう方が大勢おられて、その中に耳の不自由な方もおられて、それらの方に対しては石口さんが中心になってやっていますから、それらの人たちは要約筆記ではないです。たくさんおられて、今亡くなられましたが、その中に私が子供のころから懇意にしていた、私よりはるかに先輩ですが、方もおられて、その帰りで一緒になるのを私楽しみにしていましたけれども、そういう方も子供のときからの耳の不自由な方で、やっぱり手話のほうです。

○2番（藤田明美君） あと、3つ目の質問の利用者負担についてなのですが、全く負担がないということでした。私が調べたところだと、本当に実質利用負担ないのだと思うのですが、派遣先に利用料がかかる、どこか会館入るときにお金がかかるとか、そういうときは聾者の方、派遣お願いした方の負担になるというふうにお聞きしたのですが、それもないということですか。全く負担はなく、ゼロ円ということでしょうか。

○市長（小池清彦君） そこは理屈からいくとどうなのでしょうね。健常者がどこかの会合に行くと、そのとき会費が要ると、そういうときは払ってもらっているのじゃないでしょうか。そのときに要約筆記なり手話なりの人がついていく必要があれば、その方の分はただであると、それはそうでしょうね。（福祉事務所長青柳芳樹君「入場料までは面倒見ていない」と呼ぶ）それはそうでしょうね。我々が何かの会合行くときでも入場料は払いますものね。だから、そこまで全部耳の不自由な方々の場合だけ入場料も加茂市が払えというわけにはいかないのだらうと思います、恐らく。

○2番（藤田明美君） 障害者の方ではなくて、要約筆記や手話の方の分の入場料は負担されるということなのだと思うのですが、それは無料にしてもいいのじゃないかなという。

○市長（小池清彦君） そこへ手助けについていく手話やる人、要約筆記やる人、その人の分まで取るわけにはいきません。それはほかの介添えの場合だってそうです。（福祉事務所長青柳芳樹君「例えばJRにヘルパーが乗ってついていくなんていうときも電車代はかかるわけですが、ヘルパーの。それは介護される側のほうから負担していただきます」と呼ぶ）それはどうするのでしょうか。入場料も負担してもらおう。（福祉事務所長青柳芳樹君「そうになっているのでしょうか。その団体によるかもしれませんが」）くっついていくわけですから、その手話やる人の自動車賃も手話の人に出せという、手話の人に対する報酬の中に交通費は入れなきゃだめでしょうね。入場料も入れなかったらおかしいです。そういうことだよ。（福祉事務所長青柳芳樹君「そうすると、介護のほうの電車賃とかもみんなこっち持ちにするということですか」と呼ぶ）それはそうだね。介護でくっついていく人は自分で出せばいい、誰も介護にくっついていく人いなくなっちゃう。（福祉事務所長青柳芳樹君「いや、ついてい

く人が払うのではなくて、ついていかれた人が持つということです」と呼ぶ) 今介護そうやっている。(福祉事務所長青柳芳樹君「やっています」と呼ぶ) そんなことないさ。例えばタクシーに乗っていきましょう。そのタクシーの運転手さんが介護員も兼ねていることがあります。それはその人が完全に払っている。(福祉事務所長青柳芳樹君「その人って介護される側ですね」と呼ぶ) それは、加茂市はただなのです。(福祉事務所長青柳芳樹君「介護料としてはただですが、タクシー代という部分については介護される側が払う」と呼ぶ) タクシー代は介護される側が払う、介護料は加茂市が無料にしておるということだそうで、なかなかどこまで出すかというのは難しい問題です。ただ、何もかにもみんな加茂市が出すということに決めてしまえばいいです。交通費だろうが何だろうか、食費だろうが何だろうが。じゃ、食費はどうするなんていうことにも発展しますから、食費もみんな加茂市が出すのだということに決めてしまえばそうなるかと思いますが、今そこまで決めていないのですが、先生方、どうしましょうか、これ。あなた首横に振ったってどっちの意見だかわからないじゃないですか。払わせる。(5番大平一貴君「海外旅行もあるわけだから」と呼ぶ) 大平先生は海外旅行だってあるわけだから、それみんな加茂市が払ってやるわけにいかんじゃないかと言っておられますが、どういうものでしょうね。

○2番(藤田明美君) 考えるとどこまで負担すればいいのかという、依頼者の方もどこまで負担、もし市も負担するのであればどこまで負担するかと考えると切りがなくなってくるので、金額的に上限設けるとか、そういうのも考えてもいいかな……

○市長(小池清彦君) 別の観点から考えますと、耳が不自由になった方は自分が好んで耳が不自由になったわけじゃないわけです。それで、行くときについていく人の交通費まで出して行くということは、そういう福祉の精神からいくと、やっぱりそれは国なり市なりが交通費は出してさしあげたほうがいいような気もするわけでございます。そこらをどうするか。ちょっと考えさせていただきますか。博愛の精神をもって考えてみたいと思っております。

○2番(藤田明美君) その辺はまた検討していただければと思います。公的機関を利用するとか、病院や法律の機関や行政機関にどうしても行かなくてはいけないといういたし方ない場合に限って負担するとか、そのように検討していただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

あと、災害時の件なのですけれども、今メールなどで情報を受けることができるということと、あとまたバスで移動できるということなのですが、バスは、前も質問したかもしれないのですけれども、そのことは障害者の方というのは御存じでしょうか。バスが来てくれるという、災害時に。そのことはお伝えしていたほうがいいかなというふうには思います。

○市長(小池清彦君) そういうふうにしたほうがいいと思います。じゃ、親切に聞かせてやるように、親切だけ余計ですが、ちゃんとお聞かせするようにしたいと思います。

○2番(藤田明美君) あと、避難所等でも情報がすぐ得られるように、もし手話または要約筆記の方が必要であればその時々すぐに派遣していただけたらと思いますので、そこもよろしくをお願いします。

○市長(小池清彦君) それは大事なことだと思います。いろいろ青柳所長大変ですが、そっちも精いっぱいそういう方向で手配するというのでひとつお願いします。そのようにいたします。あと何なりとおっしゃってください。

○2番(藤田明美君) そうしたら、あと1点か2点お願いしたいのですが、今加茂市に該当者いらっ

しゃらないと思うのですが、生まれつき耳が聞こえないお子さんがいた場合は、新潟の聾学校か長岡の聾学校に通うことになると思うのです。そのときにほかの市だとやはり交通費が、また話になるのですが、交通費が大変負担になっているという話を伺ったことがあるのですが、加茂市の場合はそのようなことになった場合に交通費などの補助があるとか、そういう規定はありますか。

○市長（小池清彦君） そういう規定はないと思うのですが、例えば知的障害の方なんかには、加茂市のスクールバスが行くのです。ただ、場合によってそのお子さんを親御さんから離れてスクールバスに乗せられないというケースもあるのです。そうすると、親御さんが車に乗せて連れていかれるというようなことがあるわけです。その場合年間2万5,000円を差し上げておくと、そういう制度はあるということでもあります。そうすると、聾学校へ通う場合はそんな市内の学校へ通うのじゃありませんので、その場合三条の学校あるじゃない。（福祉事務所長青柳芳樹君「月ヶ岡養護です」と呼ぶ）あそこもやっぱり2万5,000円ですか、もし親御さんが連れて行き来しているとすれば。2万5,000円出していると言っていますから、そこから見ると聾学校へ通われる場合も年2万5,000円出すのが筋だということになります。青柳所長、本当に出しているかね。それは全部教育委員会の話ですか。ちゃんと聾学校も出している。ちょっと立って答弁してください。

○教育委員会学校教育課長（首藤和明君） 現在新潟盲学校に通っていらっしゃる方に対して2万5,000円、年額ですけれども、助成させていただいております。

○2番（藤田明美君） わかりました。それは交通費として使えるということですね。もしの場合なのですけれども、新潟の聾学校、長岡聾学校ではなくて市内の学校に通いたいという人がいた場合、そういうときって配慮というのはしていただけるのでしょうか。

○市長（小池清彦君） それはそうなりますが、加茂の学校でも耳の不自由な子供さんはいるのじゃないですか。加茂の市内の学校でも。どうだろう。私が中学生のとき同級生でいました。ただ、今私は本当にもっとあの人に親切にしてやればよかったと思うけど。（「専門の聾学校、盲学校へ行かれるというのがほとんど、それ以外のケースは指導がちょっと今我々できません。そういうノウハウ持ちませんので」と呼ぶ者あり）今は加茂市内の小中学校にはいない、耳の不自由な人で。（「はい」と呼ぶ者あり）目の不自由な人もいない。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、長岡と新潟の聾学校のほうもちゃんと自動車貸さないでだめだね。ちゃんと出していますか。（「現在はいらっしゃいません。聾学校に通っている方はいらっしゃいません」と呼ぶ者あり）盲学校の方はおられるが、聾者はいないということだそうであります。

○2番（藤田明美君） そうしたら、まとめに入りたいと思うのですけれども、まず手話通訳者と要約筆記者のほうの確保というか、養成、人をふやすというほうには力を入れていただきたいというのを改めて要望することと、学校現場で総合の時間を使って手話の勉強をする学校もあるのですけれども、教育現場でも手話を勉強して、なるべく手話の理解を広めていただけるようにしていただきたいというふうに思います。

○市長（小池清彦君） そっちのほうはそう義務的にそっちを好まない子供さんにまで強制的にやるわけにはいかないと思うのです。ある程度はできますが、ある程度以上はちょっとこれ強制的なことになりますので、そもいかに思うのでございます。そこはもしわかったら教えていただきたいのですが、教育長さんと学校教育課長と今各学校でどの程度やっているか、ダンスか何かの一環としてやっている

ぐらいじゃないかね。余り承知していないですか。余りやっていないな。やっていなくてもいいのですが。立ってひとつ。

○教育長（殖栗敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

総合学習の一環として、福祉の部分でそういったケースを取り扱う学校もあると思います。しかし、義務的なものではありませんので、各学校のそれは計画によると思います。それで、特に中学生でもそうですけれども、社会福祉協議会で行われて、夏休みとかですね、そういったところに自主的に、それは強制的な意味合いではなくて、そういうベースが小学校にあったりしたものの上に、あるいは中学校にあった上にさらにあれば合宿だったでしょうか、1週間ぐらい集中してまたさらに学びを深めて使えるようなレベルまで努力する、そういう子供さんが何人か出ていることは確かだと思いますけれども、これを全体的に持っていくには、やはり教育内容もカリキュラムが大分過密ですので、全体的にそれを全部に推し進めるというのは難しいかもしれません。

以上でございます。

○2番（藤田明美君） 本格的に手話ができるようにということではなくて、手話の理解をしてもらえるというのですか、どういうものかということで、教育現場で総合の授業を使ってやっていらっしゃる場所もあると思うのですが、そういうのがあるといいのかなということのお話でした。手話が必要な方は派遣を申し込んだりするというので、手話のことを理解されてはいるとは思いますが、手話使わない人が理解するというのはまだこれからだと思うのです。周りの方も理解が広まるようなことができればいいかなというふうに思っています。

これで終わりです。ありがとうございました。

○議長（山田義栄君） これにて藤田明美君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、12日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時18分 延会